

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下) [Redacted]			
③電話番号		メールアドレス [Redacted]			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

46	8	<p>(要旨)</p> <p>多目的ダムの設置について、当区は皆瀬ダム (M2幹線及びM3幹線) を主水源としている、純農村地帯であり、河川名は大宮川及び油川の最末端に位置し、用排兼用であるが、区内の水田取水に重要な役割を果たしております。</p> <p>当区の水事情は、春の代掻き時には水不足を来とし、揚水機 (区内525町歩に23機設置) に頼らざるを得ない状況となっております。</p> <p>以上のことから、現在計画中の成瀬ダムが計画通りの工期で完成されれば水田に立ち並ぶ揚水機も姿を消し、安定した水の供給を受けられ、水不足に対する不安も解消できると考えます。</p>
----	---	--

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下) [Redacted]			
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

46	8	<p>(要旨)</p> <p>多目的ダムの設置について、当区は皆瀬ダム (M3幹線及びM4幹線) を主水源としている、純農村地帯であり河川名は大宮川の最末端部に位置し、用排兼用であるが、区内の水田取水に重要な役割を果たしております。</p> <p>当区は平成21年度採択の県営ほ場整備事業継続地区として、面工事実施中ではありますが、従前より代掻き時等は著しい水不足のため受益面積約100町歩に14機の揚水機を設置して水田耕作をしておりましたが、計画中の成瀬ダムが完成したあかつきには、揚水機に頼らなくても良い農業環境が整い、それまでの間300ミリ×50メートルの揚水機を4機設置してダム完成までの取水源として計画しております。</p> <p>このような当区の水事情からして、今後の安定した農業用水を確保するための成瀬ダム建設が、計画通り推進出来ますことを望みます。</p>
----	---	--

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	32	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
59	14	<p>総合的な評価方法として「コスト」を最も重視するのはいかがなものかと思う。ダム事業をはじめとした社会資本整備は人々の生活の根幹であり、「コスト」がかかろうがやらなければならないものは実施すべきである。「できるだけダムにたよらない治水」などというスローガンを掲げると全てのベクトル(意志)がそちらを向いて、必要なダム事業まで実施されなくなる危険がある。</p>				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名) : (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	団体職員	⑤年齢	37	⑥性別	男
意見の長さ	(200字を超える場合は ^{⑦御意見} 200字以内の要旨も記載)				
	<p>「趣旨」 現在治水対策のあり方ということだけで議論されているが、利水・農業用水はもちろんのこと地域を流れる水路の維持用水や防火用水といった普段の生活に必要な水という視点からもダム見直しの一辺倒ではなく地域事情を踏まえた上で進めてほしい。</p> <p>「意見」 当方は現在鳴瀬川下流で農業用水を取水しておりますが、7月から8月の高温の毎日で、国営鳴瀬川地区事業計画での田川ダム（国土交通省鳴瀬川総合開発で現在調査・地元説明中）、や筒砂子ダム（宮城県による建設予定）が完成していない今、非常に取水が困難な状況であり、さらには計画取水の権利も頂けない現状で、大変地元は苦勞しているところであります。利水の面はもちろんのこと、河川を維持するための水がようやく流れる程度では地域を流れる水路にも水が流れないことから生活環境の悪化を招くなどの悪影響も懸念されることから河川水が一定量保たれることは大変重要なことと思えます。ダムは洪水調整もちろんのこと干ばつ時の河川の維持そして生活には必要な水道水の確保や農業用水の確保による作物の安定的栽培・収穫により、需要と供給のバランスがとれることによる地域で生活する方々の安定した生活につながるものと思われれます。治水対策のあり方の議論はもちろんのこと利水の観点からも考慮していただくことをお願いいたします。</p>				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス		[Redacted]	
④職業		[Redacted]		⑤年齢	75	⑥性別	男性
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
15	5	<p>3.1 検証の概要</p> <p>検証対象として84事業を取り上げています。別添資料1によればH22年4月段階の現地の状況として①調査・地元説明②用地買収③生活再建工事④転流工事に区分しています。①&②と見直にあたって時間的に緊急性のある③&④は区分して評価軸を設定し見直し対象とするべきです(特に八ツ場ダムなどはその典型例です)。</p>					
16	4 16	<p>「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」</p> <p>3.2 検討主体</p> <p>【要旨】</p> <p>検討見直しの主体は事業実施主体です。見直しの仕組み自体に問題が内在しているといわざるをえません。評価者の第3者的位置づけを明確にさせていただく必要があります。</p> <p>【意見】</p> <p>5年以上にわたった八ツ場ダムの住民訴訟の地裁判決で示された司法の判断とは事業実施主体あるいはそれにつながる首長の裁量権の大きさでした。「事業自体の瑕疵が重大かつ明白であり、工事実施計画等が無効であるといった特段の事情がある場合に限り知事は受益者負担金を支出してはならない(2010年1月千葉地裁)」と首長の裁量を最大限に容認しています。そのような判断が示されているなかで、事業主体やそれにつながる首長連合がダムに替わるコスト&時間軸上の代替案を示すことはないでしょう。期待される行為に見合った仕組みにはなっていません。</p>					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	55	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14	3	前提 → 基本 に改めた方が適切であると思われる。 (評価軸として「安全度」を掲げるからには「前提」は不適切に思われる)			
59	21	一定の「安全度」を確保することを前提として → この文字は、削除した方が適切 であると思われる。 (上記と同じ理由)			
60	5	前提 → 基本 に改めた方が適切であると思われる。 (上記と同じ理由)			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		財団法人役員	⑤年齢	61	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
35	下2	<p>【要旨】</p> <p>基本方針レベルの洪水を大きく上回るような洪水時には、流入量と放流量が等しくなるような操作は行われていません。記述内容が基本的に誤りであることから、修正することが望ましいと考えます。</p> <p>【意見】</p> <p>基本方針レベルの洪水を大きく上回るような洪水（以下、超過洪水と記述）時のゲート操作は、貯水位とゲート開度が直接関連づけられた方式が用いられており、放流量は最大流入量以下となります。特に、超過洪水の規模が大きく、ゲートが全開に至る場合には、自然越流状態で放流されることとなり、洪水調節効果が必ず発揮されません。過去の実績でも、超過洪水時に放流量が最大流入量を上回ったことはないと思います。また、最近では、超過洪水時の調節効果を高めるための操作方式の研究も行われています。</p> <p>さらに、検証対象となるダムの非常用洪水吐きは、ほとんどがゲートを有しない自然越流方式であり、下流にとって十分ではないにしても洪水調節効果は必ず発揮されます。その越流水深に対応する貯水池容量は、ほとんどのダムでその治水容量の20%以上はあり、50%を上回るダムも10ダム程度あります。自然越流方式のダムの中には、超過洪水時の調節効果を高めるため、意識的に越流水深を大きくしている例もあります。</p> <p>上記を勘案しますと、記述内容は基本的に誤っていると判断されることから、修正することが望ましいと思います。</p> <p>例として、以下の様な記述が考えられます。</p> <p>「例えば、ダムは一般的に基本方針レベルの洪水を大きく上回るような洪水では放流量を流入量に近づけるような放流を行う。つまり、ダムが満水になる見込みとなった際、貯留量を抑制するため放流量を増加させることが必要となり、計画で想定しているダムによる洪水調節効果が完全には発揮されない状態となる。」</p>				
~						
36	上4					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]			
④職業		無職	⑤年齢	76	⑥性別	男性	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできない。各地方整備局等、水機構、都道府県では猫に燈節の見張り番をさせるようなものだ。一般住民参加を保証した第三者機関によって公開した場でしか、ダムの客観的科学的な検証は行えない。</p> <p>今回の案では検証検討主体はダム事業者であつて、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっている。なぜこんな矛盾したことが可能なのか。事業は利害関係のないもの、あるいは被害者になる可能性のある者を入れて、その意見を十分に聞く体制でなければならない。このことはダムの客観的科学的な検証を行うための必須条件だ。</p> <p>これまでの河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきた。そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証になるはずがない。</p> <p>検証はダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うことが必須条件である。第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で議論し、住民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければならない。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのであつて、検証検討主体を、住民参加を保証した第三者機関に変える必要がある。</p>					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 66
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
13	22	<p>【要旨】「目標を上回る洪水」を「目標を上回る洪水(既往最大洪水等)」として明確にすべきである。</p> <p>【意見】利根川のカスリン台風のように、再来すれば、6-7頁でのソフト対策や危機管理対策があっても、多くの人命と資産を失う大災害が想定される。このときの状態の検討が必要である。</p>	
36	8	<p>【要旨】「目標を上回る洪水」を「目標を上回る洪水(既往最大洪水等)」として明確にすべきである。</p> <p>【意見】利根川のカスリン台風のように、再来すれば、6-7頁でのソフト対策や危機管理対策があっても、多くの人命と資産を失う大災害が想定される。このときの状態の検討が必要である。</p>	
42	21	<p>【要旨】「目標を上回る洪水」を「目標を上回る洪水(既往最大洪水等)」として明確にすべきである。</p> <p>【意見】利根川のカスリン台風のように、再来すれば、6-7頁でのソフト対策や危機管理対策があっても、多くの人命と資産を失う大災害が想定される。このときの状態の検討が必要である。</p>	
44	2	<p>【要旨】「目標を上回る洪水」を「目標を上回る洪水(既往最大洪水等)」として明確にすべきである。</p> <p>【意見】利根川のカスリン台風のように、再来すれば、6-7頁でのソフト対策や危機管理対策があっても、多くの人命と資産を失う大災害が想定される。このときの状態の検討が必要である。</p>	
59	20	<p>【要旨】「「コスト」を最も重視することとする。」に以下を挿入する。「なお、目標を上回る洪水でソフト対策や危機管理対策があっても安全性が危惧される特別の場合は個別にまたは長期的に判断する。」</p> <p>【意見】利根川のカスリン台風のように、再来すれば、6-7頁でのソフト対策や危機管理対策があっても、多くの人命と資産を失う大災害が想定される。このときの状態の検討と評価が必要である。</p>	

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢		48	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦意見					
		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行						
33	2	「本章で述べるような考え方を参考に概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。なお、治水対策案については、第5章に掲げる方策を参考にして立案する」とあります。各方策について治水効果を否定できるものではありませんが、発揮される効果の大小が違いすぎて同列に対策案を対比評価するのは不適當と思われる。主対策の比較選定を行い効果の小さな補助対策は別途、付随対策として検討すべきと考えます。					
35	7	「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。また、ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討することとする」とあります。各方策とも治水対策を完成させるためには長期間必要になると思われるが、完成するまでの洪水に対するリスクについても評価の対象とする必要があると考えます。このため、時間軸（いかに早く完成させ効果を発揮できるか）についても定量的な大きな評価軸に含めるべきだと思います。					
35	10	「評価軸には、定量的に評価できるものと定量的に評価しづらいものがある。」とあります。コストについては定量評価を十分に行えますが、その他の評価軸については受益者間の利害関係など客観的で公正な評価を行うことは非常難しいと思われます。評価軸は定量評価できるものにある程度絞り、定量的に評価できないものは補助的な評価として扱うことが必要と考えます。					
61		「検討結果の報告等」について。現在の状況は、平成21年度に治水・利水事業が各事業の進捗、早期の必要性等の状況を考慮せず一次中断の状況下にあります。今後はこれまで以上の気象変動等により洪水や濁水の危険性が増大していくと考えられます。経済性を考慮して現在の進捗状況・緊急性を踏まえ早期に治水・利水対策を行っていくことが求められます。洪水や濁水はそう頻繁に身にふりかかるものではないですが、発生してからでは遅いです。国民の安全・安心を確保するためにも迅速な判断が求められると考えます。					
		以下余白					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	58歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
1	16～ 18	「税金の使い道を大きく変えていかなければならない。こうした認識のもと、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を進めると考えに基づき」とあるが、そもそもこの考え方は、「基本的にダム排除」の結論のもとに立って検討していくというものであり、政府方針の「予断なき検証」とは相反することにならないか？					
18	10～ 11	「パブリックコメントを行い、広く意見を募集」とあるが、従来実施されてきた同形式の意見募集をみても、このようなパブリックコメントがどのような形で活かされているか明白でない。22年1月20日付けの意見募集に対しても、意見を単に公開するのでなく、どのような対応が図られたのか情報公開すべきではないか。一方で、有識者会議が時間を掛けて検討された以上の良い考えが果たして出るのかも疑問に思われるが。					
20	1～ 23	「複数の治水対策案の立案」については、従来も検討されてきた対策に加え、流域を含めた幅広い対策が重要との記述となっている。」しかし、これらは流域住民の賛同を得るという面では、非常に困難かつ非現実的な側面も多いと考えられ、従来のダムの問題以上に時間を要する課題がある。したがってこれらの対策を検討する際には、ダム事業と同等以上の時間軸を持ってコスト等を検討する必要があるのではないか。					
22	14	河道掘削について、「効果が発現する箇所は対策実施箇所付近」とあるが、部分的な河道掘削を行ったとしても、その上下流側での断面幅が相当程度の区間に亘って実施されないと効果があらわれないのではないだろうか。					
23 24	22 ～ 12	「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」がメニューとして挙げられ、今後の技術の確立等を期待する記述がある。他にも、技術的に確立されていない対策メニューが沢山挙げられているが、治水対策は国民の安全確保の面からも緊急を要するものも多く、ここでは技術的に確立されているもののみで議論すべきではないか。					
全体		全体的に、流域対策など相当程度に検討時間が掛かるものが多く、また地域住民の賛同を得るには非現実的な対策が多く、治水対策が実施されるまでに長期間が想定される。近年の地球温暖化現象に起因すると思われる豪雨災害の発生頻度も高くなっており、流域住民の安全確保が早期に実現されることを期待する。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		個別ダム検証にあたっては、水没予定地域との交渉の手続き及び内容並びに法律上の位置付けを明確化したうえで検証すべきと考える。			
		検証期日については、関係住民及び自治体との協議を十分に行い、本年9月中には結論を示すべきと考える。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		代表取締役社長		⑤年齢	36
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5	23	<p>河川整備を進める上では、今後、事業の進捗に伴う整備状況や効果の発現を確認するための検討を事業評価の中で概ね5年ごとに行い、必要に応じて事業に関する計画の修正を検討することが重要である。</p> <p>【意見】 地球温暖化に伴う気候変動による災害は近年加速度的に増加し、この夏日本各地を襲っている集中豪雨による河川災害に見られるように、従来の予測範囲を大幅に超えた地域と規模で発生している。こうした状況下で従来の基準に基づき実施されている河川整備の状況や効果の発現を確認するための検討を5年という長いスパンで行っていたのでは、日々災害に直面している住民の認識と大きな誤差が生じてくる恐れがある。検討作業は単年ベースで行い、迅速に状況変化に対応した計画の修正を図り、住民の求めている安全・安心な生活の保障をめざしていくことが望ましい。</p>			
8	1	<p>このような急激な都市化に水害対策が追い付かないことで生じた、都市域内での内水氾濫に対し、都市排水路の整備と合わせて…</p> <p>【意見】 都市域内での内水氾濫は車道基盤下へ雨水貯留槽を設置することで大幅に緩和することができるようになる。設置する貯水槽は新技術システムブロックでT-25の荷重性能を有し、クリープ特性に優れ(50年後における歪の推定値はみなし比例限内)、レベル2に相当する地震動に対しても安全な強度を誇る。設置場所により浸透タイプ・貯留タイプ・貯留浸透タイプの3種類から選択する。常時貯留した雨水は樹木への水遣りや、ヒートアイランド対策として打ち水等に利用できる。</p>			
8	9	<p>今後の治水対策の一つのイメージは、流域全体で治水対策を分担し、河川への流出を極力遅らせることによって、洪水のピーク流量を軽減し、治水安全度の確保を図ることが重要である。</p> <p>【意見】 上記の対策は「できるだけダムにたよらない治水」を実現していく上で最上の方法であると考えられる。中間とりまとめ（案）では具体的な対策として、防災調節池、公共施設での棟間貯留、各戸貯留、浸透施設の整備等を挙げている。東京都を例に取れば、杉並区や武蔵野市等神田川流域の自治体で所管の全小中学校の校庭や公園の地下に雨水貯留浸透槽の設置を進め雨水の流出抑制を図っていきこうという試みが進んでいる。こうした事業への国の補助を一層充実させることで効果は飛躍的に上がっていくことだろう。さらに、流域毎に雨水貯留槽の設置を促進するような新規事業を創設するのも効果的だろう。</p> <p>また、個人や民間企業を対象に雨水貯留浸透槽や雨水タンクの設置を促進するために助成を行っている自治体も近年増えてきているが、こうした助成制度の一層の充実を</p>			

		望みたい。
8	14	<p>可能な限り自己完結的に河川への流出を抑制するための具体的な対策としては、防災調整池、公共施設での棟間貯留、各戸貯留、浸透施設の整備等が挙げられ、これらが各自治体の防災に関する計画に具体的に反映され、実施に移されることが強く望まれる。</p> <p>【意見】 治水対策として、法令により公共施設及び大規模民間施設には貯留浸透施設の設置が義務付けられているが、ゲリラ豪雨など50mm/hrを越える降水が頻発している状況に対応するためには、各戸貯留も早急に普及させていくことが望まれる。各戸貯留には住民への治水対策の周知、各戸貯留の有用性の説明（水洗トイレ用水、散水等の中水利用）、自治体の貯留浸透槽設置助成が不可欠である。複雑な地形的特徴がある塩釜市の例では、国と塩釜市が全額負担し宅内貯留槽を設置していることから、同様に浸水危険度の高い区域を有している自治体には、導入の参考とすることを望みたい。</p>
9	6	<p>「流域と一体となった治水対策」に関する議論や提言、さらに部分的な試みは、過去40年にわたって行われてきており、河川関係者の間では十分認識されているところであるが、法的規制のあり方、関係自治体や地元住民の意向、治水対策の現状と技術的課題、行政内の連携等の多くの課題をかかえている。</p> <p>【意見】 ①法的規制： 雨水はその降雨地点で貯留するのが一番効率的である。従来 of 法的規制を緩和することにより、新たな空間が河川への負担を軽減するための雨水貯留空間に生まれ変わる。特に、道路は都市の中を血管のように張り巡らされており、この地下に雨水貯留槽を設置することで都市型洪水の有効な防止対策になる。現在ではコンクリート製に代わるT-25の荷重性能を有し、レベル2に相当する地震動にも対応できる優れた新技術システムブロックが開発されており、こうした製品を積極的に採用することで大幅なコスト削減と事業期間短縮を図ることが可能となり、都市の雨水貯留浸透機能は格段に向上する。 ②技術的課題： 新しい技術の開発、信頼性の検証には長い期間と多額の費用が必要となる。中小企業にとってこうした負担は大きすぎる。今回の有識者会議を契機に新しい治水技術の開発のために継続的な予算計上を行って、技術開発を目的とした新規事業を立ち上げることが必要だ。</p>
10	13	<p>民間に眠っている技術を検証し、実用化を支援することで従来の工法に比べコストのかからない、より効果的な工法が生まれてくるに違いない。</p> <p>【意見】 従来の法律で規制された工法でも、技術的な安全性が確保された場合は導入を推進すべき。民間からも広く技術を求め、技術検証の為に予算を確保することが望ましい。</p>
10	15	<p>流域における貴重な資産である既設のダムについて、機能を改善し有効に活用して、その便益の増大や投資効率の向上を図ることが豊かな国土を形成する上で重要である。</p>

		<p>【意見】</p> <p>既存ダムの機能改善については堆砂・ヘドロ対策が大きな課題となっている。ダムの堆砂はダムの性能のみならず、河川下流にも河岸侵食や海岸侵食等の深刻な被害をもたらしている。これらの対策として浚渫やバイパスを建設して下流に流す等の対策が講じられているが、これらの工法は環境負荷の増大や水質汚染などの二次災害を引き起こしているのが現状だ。</p> <p>ダム湖の周囲に脱水機能を有した空隙率 95%以上の軽量・高強度のブロックを構築し、その中に浚渫したダムの堆積物を投入し処理していくのもひとつの方法である。この工法ではダム貯水量の確保のみならず、構築物の上部を緑地として多目的利用できるメリットがある。</p>
11	5	<p>堤防の安全性照査を踏まえた堤防の強化工法に関する調査研究を精力的に展開し、堤防の安全性向上に資することが重要な課題である。</p> <p>【意見】</p> <p>堤防の強化方法は従来の発想や規制に縛られることがなければ数多く存在するはずである。次々と新素材、新技術の開発が進められており、従来実現不可能と思われた工法も可能になってきている。以下にいくつかの工法をあげておく。</p> <p>① 渇水時の用水確保のため河川内に常時一定の水を貯めておく工法： ダムの代わりに必要な水量を常時河川床下に貯留し、渇水時の水道水、農業・工業用水、防火用水等に供することが可能な河川工法。貯留空間構築には新技術システムブロックを用い、掘削した土砂は堤防の嵩上げに使用する。</p> <p>② 河川増水時の水を一時貯留し越流を防止する工法： 河川内に貯水槽を設置し、増水時に貯留する。使用する新技術システムブロックは形状も規模も自由に設置できる。掘削した土砂は堤防の嵩上げに使用する。</p> <p>③ 堤防兼用の貯水槽： 堤防上に設置する堤防兼用貯水槽。河川の水位が既存の堤防高を越えて一定以上に上昇したとき、当該水槽に設けた取水口から取水し越流を防止する。</p> <p>④ 河川のヘドロを利用した堤防嵩上げ工法： 川に面した流水面はコンクリート構造とし、堤防後背部に上部を覆うまで新技術システムブロックを構築する。ブロックの空隙部には河川の堆積物を充填できるため、既存の敷地のみで堤防の嵩上げと流水域の拡大が実現出来、効果的な洪水対策となる。</p>
22	10	<p>河道の掘削は、河川の流下断面積を拡大して、河道の流下能力を向上させる方策である。なお、再び堆積すると効果が低下する。</p> <p>【意見】</p> <p>掘削した土砂の廃棄作業は大きな環境負荷を生み出す。掘削土砂を廃棄するのではなく、その現場で堤防の嵩上げに利用すれば環境負荷もかからず効果的だ。また、河道下に新技術システムブロックを使用し貯留空間を構築すれば、周辺の土地を買い上げることなくダムの代わりになる。利水面で考えても、渇水時の水道用水、農業・工業用水、防火用水等として利用ができるはずである。</p>
22	23	<p>堤防のかさ上げは、堤防の高さを上げることによって河道の流下能力を向上させる方策である。ただし、水位の上昇により、仮に決壊した場合、被害が現状より大きくなるおそれがある。</p>

		<p>【意見】 土嚢と同等の性能を持った止水板（モバイルレビー）を堤防上の設置部に嵌め込み水圧に耐えるように固定する。仕切板は各地の防災用備蓄庫に必要なに応じてストックしておき、決壊予測場所にトラックで輸送し人力で組み立てる。復旧後は再度備蓄庫で保管する。モバイルレビーの効果を発揮するには迅速な対応が必要であり、平常時に設置手順や設置場所等の周知徹底を図っておくことが肝要である。</p>
25	6 15	<p>(13)雨水貯留施設 (14)雨水浸透施設</p> <p>【意見】 都市部の保水・浸透機能を維持、向上させるために設置が進む雨水貯留浸透施設はダムに比べ遙かに優れたコストパフォーマンスと事業期間の短縮を実現する。広域に渡る雨水貯留浸透施設のネットワーク構築は雨水の流出抑制にとどまらず、ヒートアイランド現象の緩和や地下水の涵養等の都市空間の環境改善対策としても効果が期待される。 現状では貯留した雨水は散水や洗車への利用が主であるが、今後貯留雨水の水質改善を行うことによって様々な用途開発の可能性が広がってくることが予想される。国が個人・民間の貯留した雨水を緊急時、渇水時に買取る制度を設置すれば、雨水貯留浸透施設は急速に普及するだろう。</p>
25	23	<p>遊水機能を有する土地とは、河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する。</p> <p>【意見】 河道に隣接して遊水機能を有する土地を設けることはよく見かけるが、この方法だと平常時の遊水地の利用が考えられていない。土地の有効利用を考えるならば、貯留浸透施設を地下に設置し、その上部を駐車場や公園、畑等に利用することを提案したい。 このシステムは地下に設ける貯留浸透施設とゴミ除去装置からなる。ゴミ除去装置は貯留浸透施設の流入口の前に設け、洪水時の流木等の粗大ゴミの貯留施設内への流入を防ぐ。この方法だと貯水部が地下に設けられるため上部を常時利用でき、遊水機能を持った空間が収益を生み出すことも可能になる。</p>
45	7	<p>開発量として何m³/sが必要か、</p> <p>【意見】 開発量は、自治体毎の降雨量から算出するようになると予想される。現在の雨水貯留槽計画の際の降雨量は5年の平均をとるのが主流だが、局部的、短期集中的な大雨が多発していることから、降雨強度の算定の見直しが必要だ。</p>

(別添：意見提出様式) 1/2

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	54 歳	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
16	24 ~ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機橋、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見 (1)</p> <p>【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできず、ダムありきの結論に向かう可能性が高い。ダム事業者と切り離れた住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えない。</p> <p>今回の案では検証検討主体はダム事業者であつて、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっているが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができない。今までの河川行政は、ダム事業者、つまり河川管理者のダム計画が先にあるため、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきた。様々なデータや予測も、ダム計画の正当性を導くための辻褄あわせに終始した。従つて、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証にならない。</p> <p>検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは、ダムの検証を行うための必須条件である。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、毎回公開の場で住民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければならない。そうして、事業者とは別の第三者機関が衆目の批判に曝されながら検証される事によって、ダムの客観的科学的な検証がはじめて行えるのである。</p>				

2/3

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 51 歳
			⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
16	24 ~ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見 (2)</p> <p>【要旨】補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってその結果を公表すべきである。</p> <p>補助ダムについては、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請されて行う作業であるから、とりわけおさなりの検証検討で終わらせてしまうことが十分に予想される。補助ダムについてはなおの事、住民参加を保証した第三者機関による検証作業が必要である。</p> <p>さらに補助ダムは事業主体が道府県であるが、過去の例に当たれば明らかなように各道府県の判断だけで推進されてきたものではない。各道府県で実際にダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹部 (上木部長や県土整備部長など) であつて、自民党政権下では国土交通省の主導の下に補助ダムの推進が図られてきた。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す責務がある。</p> <p>さらに、地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の 3 / 4 近くを国が負担しているので、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にもある。</p> <p>したがって、補助ダムについては道府県知事に検証検討を要請するだけではなく、同時に国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県知事と協議するようにしていくことが必要である。</p>	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 49 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1	14 ～ 19	「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、(中略)。こうした認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める」とありますが、ダム建設は税金のムダ遣いであったとの印象を受けます。既存の治水・利水ダムの効果を正しく評価し、今後の治水対策を選定してもらいたいと思います。	
7	12 ～ 14	「住民相互の連携体制の強化や住民一人一人の自発的な危機意識と災害の備えが欠かせない」とありますが、国民はわが国の治水対策の現状を理解していないと思います。欧米などと比較したわが国の治水整備の状況をわかりやすく広報した上で危機意識の高揚を図らなければ、何をやっても批判となるのではないのでしょうか。	
23 ～ 24	22 ～ 24	「(9) 決壊しない堤防」および「(10) 決壊しづらい堤防」は、技術的、経済的、社会的な課題の解決が条件となるのであれば、事業効果の早期発現を求めているなかで、現状では治水対策案とはなり得ないのではないのでしょうか。	
29	21	「(24) 森林の保全」は、本文 P9-22～25 において治水効果を否定されているにも関わらず、治水対策案として示されており矛盾しているのではないのでしょうか。	
30		「(25) 洪水の予測、情報の提供等」や「(26) 水害保険等」は、他の治水対策とは意味合いが違っているのではないのでしょうか。洪水の予測は人命保護としては有効であっても、資産の保全はできません。水害保険にあつては、米国とは土地の利用条件が大きく違うため、保険事態が成り立たないのではないのでしょうか。	
33	2	「第5章で述べた方策・・・第5章に掲げる方策を参考に立案する」とありますが、治水対策案が26案あるなかで治水効果には大きな差が認められます。河川整備基本方針で設定された対象流量に効果があるのは5案程度と思われます。これらは従来から治水計画を行う際に比較検討されてきました。結局、治水事業を停止して、時間を費やしているだけのように感じます。	
		以下余白	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
6	2～5	「用地補償基準妥結」の前に・・・事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要である。との内容については同感です。八ッ場ダム等についてはすでに時期を逸しており、現時点での中止は混乱を招くだけであり、関係する住民の立場を第一に考えた対応が重要と考えます。				
8	8	「できるだけダムにたよらない方策の検討を要請されている状況」とあるがそれは違うと考えます。今の状況はより多くの実現可能な代替案を抽出し、より厳密な経済比較 (B/C) により工法を決定することが求められている。前述の文章は「コンクリートから人へ」と同じような政治的なスローガンと考えます。				
13	20～ 21	(6) の表現については同感です。P6 の 2～5 行目の表現を基本に、予断を持たずに八ッ場ダムの検証を進めていただきたい。				
21	8	「以下同じ」との表現の意味を含め、後半の文章表現がよく解らない。				
36	19	「ダムは完成するまでは全く効果を発現せず」とあるが、「全く」ではないと考えます。ダム本体工事中でも仮排水路流下能力以上の洪水はダム上流 (その時点のダム高の範囲ではあるが) に貯留される。				
51	7	「ダムは完成するまでは効果を発現せず」との表現は間違いと考えます。八ッ場ダム等の例でもあるように、暫定水利権により完成前にすでに効果を発揮 (制限はあるが) している。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	48
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	18	<p>「出来るだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき…」とありますが、第2章の「検証に当たっての基本的な考え方」にあるように「幅広い治水対策案を検討」し、「検証にあたっては、各評価軸についての的確な評価を行った上で総合的な評価を行う。」ことであるならば、「出来るだけダムにたよらない治水」ではなく、「多くの選択肢の中から一番よい治水を」ということではないでしょうか。「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズ同様に少し違和感を感じます。</p>			
15 ～16		<p>第3章 個別ダム検証の進め方 ですが、「検証のための期間」についても何らかの考えを提示できないでしょうか。治水対策は国家100年の計に通じる重要な課題であり、財政面での負担も大きいことから早急な結論は避けるべきですが、一方で、地域防災、地域経済、ダム計画予定地周辺住民の生活に対しては検証期間の1、2年の延長でも大きな影響を与えたいと思います。政策上の時間軸と人間生活・家庭生活の時間軸は単位が大きく異なっており、住民の限りある人生を考慮してできるだけ早く結論を得るような期間設定をお願いします。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		無職	⑤年齢	68	⑥性別	男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
5	8 ~ 22	河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において・・・最終的には河川整備基本方針で目標とする安全度が確保されることになる。					
		<p>【意見】</p> <p>河川整備基本方針は、もともと想定する洪水を、上流での貯留と河道に分担させるという基本的考えに基づいて策定されている。従って、基本方針を実現するための途中段階の整備計画もダムに頼ることが当然視されて策定されている。有識者会議で、「できるだけダムに頼らない治水」を標榜するなら、河川整備基本方針は棚上げして本中間とりまとめの中での基本方針との関係の記述は削除すべきである。</p>					
6	23 ~ 25	ハードの対策として、計画高水位以上の流水に対し・・・被害軽減に役立たせる必要がある。					
24	5 ~ 12	<p>決壊しづらい堤防</p> <p>決壊しづらい堤防は、計画高水位以上の・・・非難するための時間を増加させる効果がある。</p>					
		<p>【要旨】</p> <p>計画高水位以上も以下と同じ浸透、洗掘対策を施した堤防については、一定範囲で、例えば余裕高の2分の1までの高さまでは河川計画上も治水対策を講じたものと評価する一步を踏み出すべきである。現に評価できない確固たる理由もないのではないか。もしこれが認められれば、このたびのダムの検証において、少なくとも50%はダムに頼らない治水計画が策定されるはずである。</p>					
		<p>【意見】</p> <p>河川計画上は、計画高水位以上の水位の流水に対しては、技術的信頼度が低いという日本土木学界のマイナスのお墨付きを盾に、対策としての安全性を認知していない。しかし、計画高水位以上も以下と同じ浸透、洗掘対策を施しても、計画高水位以上は計画論上破堤するという位置づけになっているが、何故そうなのかはいかなる機会においても、これに関する河川管理者の説明は納得いくものではない。</p> <p>「粘り強い構造の堤防に関する技術開発を進め」させることは結構であるが、その前に計画高水位以上も以下と同じ浸透、洗掘対策を施した堤防の評価のしなおいしさをすべきである。その上で、先ず計画高水位以上も以下と同じ浸透、洗掘対策を施した堤</p>					

		防について、例えば余裕高の2分の1までの高さまでは河川計画上也治水対策を講じたものと評価するべきである。
18	5～11	<p>「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、・・・パブリックコメントを行う。</p> <p>【意見】 「直轄ダム」、「補助ダム」のいずれの場合もダムの調査段階であれば多少の例外もあるが、用地買収段階に入ったダムあるいはそれ以上に進んだダムでは、「関係地方公共団体」はダム推進に凝り固まった推進応援団体というのが実態である。今次ダム検証が何故おこなわれるのかを十分認識した上での議論をしてもらわねばならない。そのためは、検討の場のすべてを公開、資料・議事録もすべて公開とすることを徹底すべきである。</p>
18	12～13	<p>学識経験を有する者、関係住民、・・・意見を聴く。</p> <p>【要旨】 検証主体が、ダムのある整備計画を策定した整備局自体あるいは都道府県自体であるだけに、有力な代替案は期待しがたい状況にある。そうした状況下でも有力代替案が作成されるように、学識経験者、関係住民、関係地方公共団体の長で構成される委員会を組織し、徹底した情報公開のもとで、その委員会に代替案についての意見書を提出させるとともに検証に意見を反映させるよう進め方について強いガイドラインを示してもらいたい。</p> <p>【意見】 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者等で構成する委員会を組織し、検証主体は当該委員会の意見を聴取するのみならず、意見を検証に反映させねばならないという強いガイドラインを示して欲しい。 また、当該委員会について、御用委員がメンバーになることを極力回避するため委員は第三者機関を設置して公正、公平に選任させ、また会議の公開、議事録・資料の公開等徹底した公開の下に運営させるように同じく強いガイドラインを示すべきである。 加えて、委員会の意見は意見書としてまとめられた形で、検証主体に提出されるべきである。 なぜなら、検証主体が、ダムのある整備計画を策定した張本人である整備局自体あるいは都道府県自体であるだけに、有力な代替案は期待しがたい状況にある。そうした状況下でもできるだけ有力代替案が作成されるように、情報公開、意見聴取等の進め方を強いガイドラインで示してもらいたい。</p>
45	5～8	<p>個別ダムの検証における利水の観点からの・・・点検・確認を行うよう要請する。</p> <p>【意見】 利水参画者が、要請に従って水需要計画の点検・確認をしない場合は、河川管理者</p>

	<p>は水利使用許可権者として要請に応じない場合はダムに参画しても水利権を与えない権限すらあることを楯に、強力に要請することを義務付けるべきである。なぜなら、水需要量は見方、考え方により大きな幅があるので、利水参画者が点検・確認を拒否しようとするれば比較的簡単に拒否できるからである。それを許しては、ダムの検証はできない。</p>
61	18 <p>・ ・ ・ 当有識者会議の意見を聴き、 ・ ・ ・</p> <p>【要旨】 ダム検証の結果報告をチェックする組織は、当有識者会議とは別に組織するのがよい。また、チェックは形式的、表面的チェックだけでは不十分である。場合によっては検証結果の実質的チェックも必要である。そのため、チェックのための組織は、例えば直轄ダム担当の委員会、水機構ダム担当の委員会、及び補助ダム担当の委員会というようにいくつか並列して設置するべきである。</p> <p>【意見】 当有識者会議は、ダムの検証の手引きの作成者、すなわち立法府である。点検主体は行政府であり、本中間とりまとめで示す個別ダムの検証に当っての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかのチェックはいわば司法府の役割である。チェックの機能を果たすのは、新たに別の組織を作ってその組織にさせるべきである。加えて、ダム検証を、ダムを含む整備計画を策定した張本人である地方整備局や都道府県がやるということは元々無理な構図である。</p> <p>従って、国土交通大臣に意見を述べる組織の役割は極めて重要である。検討結果の報告を形式的、表面的にチェックしただけではおおかたのダムは、事業継続に落ち着く可能性大である。ときに実質的チェックも必要である。ここは、チェックのための組織は、例えば直轄ダム担当の委員会、水機構ダム担当の委員会、及び補助ダム担当の委員会というようにいくつかの委員会を並列して設置する必要がある。加えて、委員会委員は、公正を期して第三者機関を作ってそこに委員を選任させるとともに、委員会は、会議、会議資料、議事録等徹底した公開のもとで行われるようガイドラインを出していただきたい。</p>

(別添：意見提出様式)
 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	自営業	⑤年齢	55	⑥性別	男
意見内容	<p>頁、行レベル(200字を超える場合は、欄外(50字以内)の要旨も記載)で意見を述べ、欄外(50字以内)の要旨も記載、大きな部分での意見、感想を述べさせていただきます。</p> <p>【全体的な印象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容的に、今までも行われてきた(考えられてきた)ことを並べ立てただけで、新しいものは何も無いという印象を受けます。 ○河川や治水に携わる者なら記述しない、考えられないような事も多く、素人が作ったのではないかという印象を受けました。 <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「治水」という定義が明確でないので焦点が不鮮明 内容(26項目の治水対策)が種々雑多なものになっており外水氾濫対策、氾濫した場合の対策、維持管理に類するもの等が混在している。端的に言えば、溢れさせない対策のみを述べればよいのではないのでしょうか。それ以外は、参考資料で充分です。 ○「治水」に係る行政責任の放棄という印象 氾濫した場合の対策や超過洪水の話は、目標とする洪水に対する対策が担保された後の議論であり、外水対策と同列で述べる事は適切ではないと思います。そういう記述をしたことによって、「今後の治水」の行政責任範囲はどこまでなのか、どこまで住民を守ってくれるのかという不安を抱かせる結果を招いています。 ○内容が抽象的で具体性に欠ける 全てにおいて表現が具体性に欠け、抽象的・あいまいであることから、これでダムの検証をなさいと言われると、まず出来ないのではないのでしょうか。もっと、具体的な基準なり手順を作らないと、実際に検証作業をする人達は困ると思いますし、有識者会議の方達が逆の立場であったらこれで検証が出来るのでしょうか。 ○検証の検討結果に係る判断の基準が不明 検証の検討結果に係る判断は、有識者会議の意見を聞いた後に、国土交通省(政務3役)が判断するとのことですが、その判断基準が示されていません。やはり、検証の基準が在るのなら、その判断基準も詳細に示さなければ、恣意的に判断したと疑われ、透明性に影を落とすことになると思います。 				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 41歳
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
56		<p>● CO2 排出負荷はどう変わるか</p> <p>…水力発電用ダム容量の買い上げは火力発電の増強を要することになることに留意する。</p> <p>→火力発電の増強とは限らないと思います。</p>	
12	8	<p>…地質や地形条件の制約をうけて…</p> <p>→公共投資抑制のため、十分な事前調査も出来ないも理由のひとつと考えてます。</p>	
22		<p>(5)河道の掘削</p> <p>→橋等が河川中にある時に断面積を広げることが可能か？課題が残ると思います。</p>	
28		<p>(7)堤防のかさ上げ(モバイルレビーを含む)</p> <p>→「(5)河道の掘削」と同様、橋などがある場合に課題が残ると思います。</p>	
		<p>(21)宅地のかさ上げ、ピロティ建築等</p> <p>→かさ上げ時の仮住居確保、もしくは移転を伴う時に費用がかかる。ピロティ化をしても水害時に乗用車などの財産への被害がある。</p>	



今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		地方公務員		⑤年齢	52
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14 60	3	<p>【要旨】 地域特性として、定量的に評価できない真にやむを得ない実情がある場合は、コスト重視の評価ではなく、地域特性を十分に反映させた評価を実施することが望ましいと考えます。</p> <p>【意見】 当地域では極めて高度化された施設園芸がおこなわれていますが、過去の河川改修においては優良農地を提供しており、ダム以外の治水代替案(引き堤、遊水地、等)による再度の用地買収で優良農地を失うことは、農業従事者に深刻な生活苦を与えることとなります。</p> <p>総合的な評価に当たっては「コスト」を最も重視するとされているが、地域住民としては、地域の実情を考慮した判断を強く望んでおり、仮に、定量的な評価が出来なくても、地域特性を十分に反映させた評価を実施することが望ましいと考えます。</p>			
42 59	5~6 1~4	<p>【要旨】 総合的な評価において、流水の正常な機能の維持や新規利水の位置付けが不明確である。このため、これらの評価に加えることと、その手法やそのウェイトについて明確にしていきたい。</p> <p>【意見】 当地域における農業・水道用水については、そのほぼすべてをダム建設予定河川に頼っていることから、流況によって濁水が頻繁に発生しており、安定的な供給が望まれています。</p> <p>既得水利については、評価軸の中の「(8)流水の正常な機能の維持への影響」で評価されることとなりますが、そのウェイトが不明であり、また、その機能を確保できない他の治水代替案との比較をどのように行うのかも不明です。</p> <p>さらに、地域としては治水安全度の向上はもちろんのこと、新規利水(水道用水)確保も熱望しているところですが、「第9章 総合的な評価の考え方」では総合的な評価にあたって、流水の正常な機能の維持や新規利水を評価に加えるかどうかを明確に記述されていません。</p> <p>総合的な評価にあたっては、流水の正常な機能の維持や新規利水を総合的な評価に加えることと、その手法やそのウェイトについて明確にしていきたい。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員		⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
14	2	総合的な評価にあたり、「コスト」を最も重視する。とあるが、ハッ場ダムについて、前原大臣は中止を前提として話をすすめているのはおかしいのではないか。ハッ場ダムも現段階で、中止を前提とせず総合的な検討をすべきだ。					
23	22	複数の治水対策の「決壊しない堤防」が本当に可能なのか。堤防の一部を補強し決壊しない箇所ができたとしても、水は弱いところに流れていく。対象河川全てを同じ強度にしなければ役に立たないのではないか。また、技術的、経済的にも不可能ではないのか。					
26	8	複数の治水対策の「部分的に低い堤防の存置」とは、計画遊水地という言葉で表現されているが、実際は下流の洪水を防ぐために、上流で氾濫をさせることではないのか。土地所有者の同意、用地など実現可能な対策なのか疑問である。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見 (別添: 意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [Redacted]			
③電話番号		[Redacted]			
④職業		メールアドレ		[Redacted]	
意見該当箇所		⑤年齢	65才	⑥性別	男性
		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	1	<p>小石原川ダムの利水参画者^{委員}について 小石原川ダムには福岡の各市や町が利水参画を 表明して子供が、導水の母都市、久留米市を始め、他の自治体 においても水余りの状況が続いている。 平成23年度には、大山ダム(水資源機構)も完成後、子供が このダムにも福岡県南地域は参画しており、完全に 水余りとなる。従って、利水の点から、小石原川ダムの 建設の必要性は認められる。</p>			
1	9	<p>小石原川ダムの財政面からの負担増大について 小石原川ダムの集水面積は僅か、20km²である。従って 水貯り場は、ダムより小さくしている。 このため、利得川の水を、ホコソアツツに利、ダムまで 導水管の設置に利、押し上げる方式^{方式}が考えられる。 このことにより、ダム本体の工事とは別に、500億円近い 経費が考えられる。財政面からも、ダムの70%の工事費を 近辺の既存のダムの有効活用を図るべきである。 ・近辺のダム: 江川ダム、寺内ダム、合新ダム、大山ダム等</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [Redacted]				
③電話番号		[Redacted]				
④職業		農業	⑤年齢	69歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
45	1	<p>利水の観点からの検討</p> <p>小石原川ダム事業と申す(5)の理由の一つに、419年11月の国会で、当時の国交省大臣は、福岡県南地域の利水参加権に於き事業促進の要請を挙げた。しかし、福岡県南地域の同ダム参加者は、423年完成の大山ダムに6,000人の配分を受けたり。このことから、完全に利水量オーバーの状況と見做す。以上のことから、利水の観点から、小石原川ダムの必要性は認められず。</p>				
49	6	<p>既得水利の合理化、転用</p> <p>小石原川ダムは福岡県うきは市は利水参加している。しかし、同市内には、利用されず、遊休水と見做して「合行ダム」の水がある。 (かんがい計画面積 1,860ha → 実需面積 160ha) この利用されずの、農用ダムの水利権転用により、うきは市は小石原川ダムの参加の必要を認めず水利。国は、利用されずの、既存ダム水の有効活用策について、各自治体を指導すべきである。 以上の理由から、小石原川ダム事業は見直すべきである。</p>				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見案

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		公務員		⑤年齢		33	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
42	3	●「流水の正常な機能が維持できるか」(不特定用水)については、ダムにおいて治水・利水(水道等)と並ぶ大きな要素の1つであり、ダムによっては治水よりも容量が多く、河川管理者等によって公費を投入していることから、評価軸の一つとするのではなく、不特定用水専用の検証方法を別途確立すべきと考える。					
45		●治水の見直しで、何故、「利水の観点からの検討」を行うのか、また、今回の検証と利水参画者との関係(利水方法は利水者で決定すべきと考える)が不明確であり、位置づけ等を明確にすべきと考える。					
45		●水需給の予測を改めて行う場合の費用負担を誰が行うかを整理しておくべきと考える。					
45		●検証検討主体が水需給を行った際の位置付けや影響等について整理しておくべきと考える。(フルプランや水道の広域計画等の変更もあるのか)					
45		●検討主体が行う利水の代替案について、利水者の意見聴取を行うこととなっているが、利水者の同意を得ることとして重みを置くべきではないか。また、検討主体が行う利水の代替案の責任の所在について、整理しておくべきと考える。					
46		●代替案の検討において、地下水取水、水源林の保全、節水対策は、効果の定量性の整理が困難とされており、代替案例として再整理が必要と考えられる。また、ダム再開発や他用途ダムの買上などが上げられているが、これらはダム事業に精通した検討主体が実施するのか、具体的な方法を示すべきと考える。					
46		●ダムを中止(代替)した場合の補償等のルールやフォローのあり方について、検証前に明確にするべきと考える。					
59		●第9章の総合評価において、利水の観点からの検討の取扱について示されておらず、不明確なので、表示すべきと考える。					
		●継続という判断が出るにせよ、今回の検証を行うことによって発生する不利益(工期の延期等による濁水の発生・事業費の増・収入の減)等については、検討の要請者または検討主体で補填を行うよう配慮すべきと考える。					

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見。

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
② 住 所		(都道府県) (市区町村以下) [REDACTED]	
③ 電話 番 号		[REDACTED]	メールアドレス
④ 職 業		[REDACTED]市議会議員	⑤ 年 齢 77 歳
		⑥ 性 別 男	
意見該当箇所		⑦ ご 意 見	
		(200字を越える場合は、200字以内の要旨も記載)	
頁	行		
49	6	<p>【要旨】うきは市の合所ダムは、農林水産省が主体の農業用水ダムに、地元的首長の要請により、上水道水が追加して確保されたものであるが、農業用水の利用が当初の予定より減少しているため、需要減分を他の用途に転用する方策の検証をお願いしたい。</p> <p>(意見) うきは市に建設され合所ダムは、農業用水と水道の共同事業として建設され、ピーク取水量は、水道水が毎秒 0,478立方メートルに対し、農業用水は 毎秒2,400立方メートルであるが、現在の取水量は、当初予定の5分の1程度であり、需要減分を水道用水に転用すれば、小石原川ダムから配分を予定している福岡県南地区水道企業団の水量をカバーできるので、新設される小石原川ダムからの水道用水の配分は不用となるため、ダム建設費を抑制できると考えられます。</p> <p>参照、国営耳納山麓地区総合土地改良事業合所ダムの利水者についての文書(写)</p>	
42	4	<p>(意見) 新設予定の小石原川ダムの総貯水量は、下流の既設江川ダムの約1.6倍の4万トンですが、集水面積は僅かに20.5平方キロしかなくダムへの流水量が期待できないため、20キロ以上も離れた筑後川から揚水計画とのことですが、維持管理に要するコストの高騰は、水道使用料に転嫁されることは確実であるため、ダム完成後の維持管理に要する費用を検証する必要があると考えられます。</p>	

1111

48九計第 85 号

昭和 48 年 4 月 23 日

福岡県知事 殿

九州農政局長



国営耳納山麓地区総合土地改良事業合所ダム
の利水者について

この事業は昭和47年度より着工し、目下ダムの工事着手
に鋭意努力中であります。

このダムは下記のとおり、農業用水と水道の共同事業とな
るので、ダムの工事着手については、その前提として
共同事業費の費用負担の決定が必要です。

このため水道に関する利水者負担に早急の決定を
お願いいたします。

記

1. 合所ダム貯水量

総貯水量 7.450千 m^3

有効貯水量 6.700千 m^3

内訳	{	農水	4.370千 m^3
		水道	2.330千 m^3



2. 年間取水量

農水 1,545 千 m^3

水道 1,281.0 千 m^3

3. ~~年間取水量~~

~~農水 2,100 m^3 /S~~

~~水道 2,178 m^3 /S~~

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見。

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]		
② 住 所	(都道府県) (市区町村以下) [REDACTED]		
③ 電 話 番 号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④ 職 業	[REDACTED]市議会議員	⑤ 年 齢	77 歳
		⑥ 性 別	男
意見該当箇所		⑦ ご 意 見 (200字を越える場合は、200字以内の要旨も記載)	
頁	行		
58	3	<p>【要旨】 小石原川ダムの利水参加者に対し、開発量の算出が妥当に行われているか、再確認の検証をお願いしたい。</p> <p>(意見) うきは市(旧浮羽郡)は、新設予定の小石原川ダムの下流に所在する江川、寺内ダムから、昭和48年5月14日、毎秒0,090立方メートル更に、うきは市内に所在する合所ダムから 毎秒0,017立方メートル 合計毎秒 0,107立方メートル (9,200トン/日)の水道用水の配分を受けてあり、新設される小石原川ダムからの水道用水の配分は不用であると考えられます。</p> <p>参照、別添、江川、寺内両ダムの総合利用による新規水道用水の配分について、及び耳納山麓地区総合開発土地改良事業に係わる合所ダムの水道用水について。の通知書(写)</p> <p>(1) 浮羽郡3町は、水道用水の配分を受けたが、上水道整備の計画が樹立されていないため、当時水不足に悩んでいた福岡市に、次期水源(大山ダム)が開発されるまで、福岡市(現在の福岡地区水道企業団)が使用することで合意していたものであります。</p> <p>(2) 福岡地区水道企業団では、大山ダムの建設による新規都市用水として、浮羽郡に返還するために必要な水量9,200トン/日を含めて、毎秒0,603立方メートル(52,000トン/日)の配分を受けているもので、これが返還されれば、うきは市は小石原川ダムからの水道水の配分は必要がないものと考えられます。</p> <p>参照、大山ダムによる新規開発都市用水の配分について。の通知書(写)</p> <p>※ 必要があれば、証拠資料を持参して説明を申し上げます。</p>	

48 整 第 166 号
昭和 48 年 5 月 14 日

福岡市水道事業管理者 殿

福岡県衛生部長 若下 象

江川・寺内両ダムの総合利用による
新規水道用水の配分について。

標記について、かねてより厚生大臣に知事名をもって意見を
具申しておりましたが、このたびは、~~福岡県衛生部長~~ 若下 象 様へ
別紙のとおり、~~福岡県衛生部長~~ 若下 象 様へご連絡いたしました。

別 記

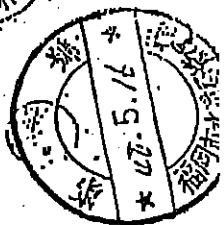
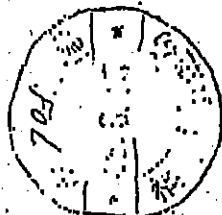
1 配分案

対 象 地 域	配 分 水 量 (m^3/day)
久留米市とその周辺	0.654
柳 川 市	0.123
福岡市とその周辺 および浮羽3町	1.669
計	2.446

211.2.14

2 対象地域

- (1) 久留米市とその周辺
久留米市・大川市・筑後市・三浦町・大木町・城島町・北野町
- (2) 柳川市
- (3) 福岡市とその周辺および浮羽3町
福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・大宰府町・那珂川町
宇美町・姪栗町・志免町・須恵町・新宮町・古賀町・久山町
粕屋町・早良町
~~福岡市~~ ~~福岡市~~ ~~福岡市~~



48 第165号
昭和48年5月14日

福岡市水道事業管理者 殿

福岡県衛生部長 岩下

耳納山麓地区総合開発土地改良事業

に係る~~福岡県水道事業~~水道用水の配分

標記について、別紙(号)のとおり、九州農政局から利水者
 決定の依頼がありました。江川ダム新規水道用水および寺内ダ
 ム水道用水と水価を統一する関係上、江川、寺内両ダムの水量配
 分と同様に取扱い所存であります。承知願います。

記

対象地域	配水分量(最大)の%
又留米市と寺の周辺	0.128
柳川市	0.024
福岡市と寺の周辺 および浮羽3町	0.326
計	0.478

5.16 *
福岡市水道事業

注 対象地域

1. 又留米市と寺の周辺 --- 又留米市・大川市・苑後市

收受
48.5.14

三濤町・大木町・城島町・北野町

柳川市

福岡市と寺の周辺および~~浮羽3町~~

福岡市・苑野市・春日市・大野城市

大宰府町・那須川町・宇美町・蘇我町

志免町・須恵町・新宮町・古賀町・又山町

粕屋町・早良町・~~早良町~~

~~早良町~~

又留米市と同題 11.05.2

柳川市 2.07.27

福岡市と同題 28.1.26

41.2.9

5水資第201号
平成6年1月7日

福岡地区水道企業団企業長 殿

福岡県企画振興部長
(水資源対策課)



大山ダムによる新規開発都市用水の配分について

大山ダム建設による新規都市用水用水 $1.31\text{ m}^3/\text{s}$ ($113,000\text{ m}^3/\text{日}$)の配分について、下記のとおり決定したので通知します。

記

配分水量 $0.603\text{ m}^3/\text{s}$ ($52,000\text{ m}^3/\text{日}$)

小郡市及び海軍基地に於いて返還するために必要な水量

$100,000\text{ m}^3/\text{日}$ を含むものである。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
4	8	「・・・、河川とその流域の特性や重要度、治水事業の緊急性に応じて選択的な投資配分が一層有効に実施できるように事業制度のあり方等について検討することが重要である。」と記載されているが、大いに検討していただきたい。特に検証対象になっている計画ダムの中には、本来利水目的でありながら補助事業費を沢山配分させるために治水を付け加え多目的ダムとして事業採択されたものがある。私たちが関係する「石木ダム」が正にそうである。長崎県の担当者自身が、私たちにはっきり言ってきた経過がある。利水目的なのに治水を付け足して多目的ダムで計画を推進するのは、選択的な投資配分と言えず無駄なコストアップ作戦であり、財政破たんの国の採るべき道ではない。	
5	2	「右肩上がりの経済成長の時代に形づくられた・・・健全な国土形成の要諦である。」と記載されているが、検証対象のダムは高度経済成長の時代に計画されたものがほとんどで、ダム建設の根拠も工業用水確保から生活用水、そして治水へと切り替わってきた経過がある。「一度計画したものは何が何でも造り上げる」方針で進められてきた。都市が農山村を呑み尽す政策は、もう改めるべきであり、そういう意味では日本中に計画されているダムは必要ない。	
5	8	「河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、・・・事業が実施される。」と記載されているが、計画高水流量等の数値についてはダムを造らんがための数値が設定されているきらいがある。事業者はこの疑問に答える必要がある。	
5	17	「その際には、治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示することが重要である。」と記載されているが、事業者が住民に一方的に提示しても何にもならない。住民が納得することが先である。そもそも、これまで事業者が行ってきたことに問題があるから、見直しを行うという姿勢が必要である。	
6	1	「また、ダムのような・・・、第三者の意見も聴きながら事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要である。」と記載されているが、当該事業の必要性の議論が先であり、計画時から必要性の議論の中に当事者の意見を十分に反映させるべきである。	
6	16	「計画上の整備水準を・・・。現在、大部分の市区町村でハザードマップが作られ、・・・意識の向上により役立つことが望まれる。」と記載されているが、人口集中地区からの人口の分散政策、都市集中の政策を変えなければダム依存の考え方が変わらない。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
7	17 ~	「1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方」に関する記載部分 ハザードマップ危険地域からの人口移動、洪水多発地帯から安全地帯への人口移動政策を実施すること。経済活性化にもつながる。	
9	23	「水資源貯機能は、・・・、渇水時には、地域や年降水量にもよるが河川流量がかえって減少する場合がある。」と記載されているが、何を言いたいのか良く解らない。洪水や渇水に弱い河川になったのは、戦後、国の政策で保水力のある雑木林から保水力の小さい杉や檜などの人工林に造林してきた結果である。それでも、森林や農地が下流域の都市や海を守り育てているのは事実である。都市住民は農山村地域にもっと目を向けるべきで、下流域の者が自分たちの安全のために上流を犠牲にする政策は愚策である。	
12	25	「その上で、とりわけ、これまで完成を目指してきたダムが本当に必要なものかどうかをもう一度見極め、・・・」と記載されているが、「人心を乱し、自然環境を破壊するダム建設はやめて、他に代わる方法」を検討する必要がある。	
13	4	「・・・、目標とする治水・利水の安全度を確保するためのより低コストで早急に効果が発現できる治水対策を見出す努力が必要である。」と記載されているが、「計画から10年経過しても本体着工できないダム等は建設中止する」と明記すべきである。何か問題があるからできないのであって、逆に言えばダム等が無くてもどうにかなっている現状が有るということ。また、10年経過すればコスト増は当たり前である。	
13	6 ~	「表題2. 2 検証に当たっての基本的な考え方」の全体 検証対象の多目的ダムの中には、「治水は付け足し」で、本来は利水のみで計画されるべきだったダム計画がある。治水効果は考えなくても他の方法でできるのだから、当然検証する必要もない。即、このダム計画はボツである。	
15	15 ~	「検証とは、検討主体が検証に係る検討を行い、その検討結果の報告を踏まえて国土交通大臣が判断する過程全体をいう。」と記載されているが、検証を事業主体のみで行うことには大きな疑問がある。まともな検証ができる訳がない。「住民参加が基本である」との考えに立って、関係住民を入れて検証を進めるべきである。	
16	1	「・・・、制度上の位置付けを持たせ、そこに河川法等に準じて関係者の意見を聴く過程を組み込むことが重要である。」と記載されているが、関係者の中に関係住民を入れるべきである。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16 ~ 17		「表題3. 2 検討主体」の中身 事業主体自身が検証してどうなる？ 既に長崎県は勝ち誇ったかのように、検討しても大きくは変わらないだろうと言っている。これでは、関係住民は置いてけぼりだ。			
17	15 ~	「多目的ダム (直轄ダムについては・・・ダムをいう。) の場合は、利水の観点についても検討を行い、総合的な評価に反映させる。」に関する記載部分について 多目的ダム計画自体の妥当性を検証すべきである。本来は利水のみが目的なのに、補助事業費を増額するために治水を付け足し多目的ダムで計画しているダム事業がある。			
18	12	「・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」と記載されているが、関係住民の定義はどうなるのか。当事者はもちろん広く国民の意見を聴くべきである。			
23	14	「表題 (8) 河道内の樹木の伐採」の内容の件ですが、当然河川管理者としてやるべきことである。樹木の繁茂を放置して水害を発生させることは許されない。それでも現実として、河川内の樹木の繁茂を放置している例が見られるのは、水害を発生させてダム建設を推進するためと捉えられてもしかたない。			
25	22	「表題 (15) 遊水機能を有する土地の保全」の内容の件ですが、できるだけダムに頼らない治水として非常に有効と考えられる。 特に石木ダム計画地の下流隣接地には採石場があり、その採掘跡の大きな穴を利用して遊水地を設けることができる。過去の自然実験では、一か所100万トン~150万トンは貯水できることが証明されている。長崎県はその土地を買収しながら、石木ダム計画推進のため埋め戻してしまった。愚かなことだが、遊水地の再生は安価で可能だ。また、ダム推進のためには理にかなわないことでも、何でもやる姿勢の事業主体に検証を任せられるはずがない。			
28	22	「表題 (22) 土地利用規制」の件ですが、ダム計画等の前に先行して行うべきことである。浸水危険区域の宅地開発を何の規制も加えずに野放しで放置し、挙句の果てはダム建設に頼るとは虫が良すぎる。石木ダムでも宅地開発を規制せず放置し、浸水危険区域を造り上げてダム建設推進の宣伝材料にしている。行政の姿勢が問われている。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス	[Redacted]
④職業		[Redacted]		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
29	10	<p>「表題 (23) 水田等の保全 水田等の機能の見直しをぜひ行うこと。ダム推進派の長崎県は、そんなこと全然考えていない現実がある。長崎県は耕作放棄地をどんどん増やし、周辺の農地の耕作放棄に拍車をかけてきた。ダム推進のためには形振り構わない姿勢と現実がそこにある。」</p>			
29		<p>「表題 (24) 森林の保全 山・川・海という総合的な対策にぜひ必要な項目である。長期的な観点に立って山を育て、川と海を守る発想が必要である。」</p>			
35	6	<p>「なお、評価に当たっては、現状 (又は河川整備計画策定時点) における・・・検討を行う。すなわち、コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。また、・・・検討することとする。」と記載されているが、実施中の事業は今までに投下された事業費等を含めて事業効果を判断すべきだ。完成までの時間も重要な検証項目であるので、残事業費を基本としたのでは、過去の借金を含め将来に借金の山を背負わされる若者は納得しない。」</p>			
37	10	<p>「各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」と記載されているが、実施中の事業については、現時点からではなく、前記と同じく今までに投下された事業費等を含めて事業効果を判断すべきだ。」</p>			
46 ~ 49	3	<p>「表題 8.2 利水代替案」 地下ダム、地下空洞ダムが利水代替案として検討対象項目にない。ぜひ検討されたい。 また、治水と利水、相反するものをコントロールしようという考え方は捨てるべきだ。そしてコスト面を最優先する考え方も危ない。」</p>			
57	19	<p>「・・・、水環境に対してどのような影響があるか、・・・」と記載されているが、河川等含む内水面だけでなく海域にもぜひ目を向けていただきたい。石木ダムの場合は、大村湾という閉鎖性海域がありその影響が懸念されている。」</p>			

(別紙：意見提出様式)

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	FAX	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	65	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
項	行	(200字を超える場合は200字以内の趣旨も記載)				
P1	9行目～ 13行目	ダム事業を中止に踏み切った理由について、財政逼迫等の社会情勢の変化と従来の治水、利水対策の見直しのみ起因すべきでなく、P12の7行目から18行目までの合意形式に時間がかかり、事業費の増大を招いていることについて明記すべきである。(国民の生命と財産を守る視点から、現在の制度にメスを入れ、速やかに治水対策ができる制度設定を考えるべきである)				
P11	7行目～ 9行目	「上流域における貯留を減少させ、河道の負担を増加させる場合・・・」の記述については、P11の1行目から2行目に記述されているように提防は様々な不確実性を内包していることに鑑み、災害ポテンシャルの増につながりかねない方策については回避すべきであることから、この記述は削除すべきである。				
P10	10行目～ 12行目	「管理実績を通じてダム機能を検証し・・・実績は必ずしも十分でなかった。」の記述については、十分でなかったことから詳細な点検を進めるべきである。と加筆することによってP13の検証に当たっての基本的な考え方P13の11行目(1)の詳細に点検を行なう。につながると思われる。				
P20	18行目	「本章で示す(1)～(26)を参考にして幅広い方策を組み合わせる検討する」となっているが、ダムの代替案の検討は基本高水流量に対して、どの様に洪水流量を分担して行くのか課題であり、流域対策、超過洪水対策、防災対策等の定量化できないものをもって代替案とし、あたかもダムの代替案であるような方策を提言するのはいかなるものか。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		大学教員	⑤年齢	62	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	14~	<p>【要旨】 「はじめに」、第3パラグラフの内容、すなわち、我が国の現状分析と治水の基本理念との連関性が分かりにくいように思われます。</p> <p>【意見】 「我が国が直面している三大不安要素、すなわち『人口減少』、『少子高齢化』、『莫大な財政赤字』を踏まえると『できるだけダムにたよらない治水』を基本とする必要がある」とされていますが、文脈が理解しにくいように思われます。近い将来の人口構成と「ダムにたよらない治水」がどのように関連するのか、また人口構成の変化が財政に影響(逼迫)するとしても、「ダムにたよらない治水」が経済的に優位に立つことを前提にしなければ論理が整合しません。「ダムにたよらない治水」を理念に掲げる以上、合理的(明確)な説明が必要と存じます。</p>			
8	2~	<p>【要旨】 「1.4 流域と一体となった治水対策のあり方」の内容について、内水問題を抱える地域としては「ダムにたよらず自己完結的に洪水を処理する」ことに限界があるように思われます。</p> <p>【意見】 「内水」への対応は地域性が大きいと思いますが、北海道は内水を含めて洪水等による農地への湛水被害を防止する取組みを、歴史的、かつ広範な先人の努力のもとで展開し、高度な農業生産システムを構築することで我が国の食料生産基地としてきた地域です。こうした立地条件にあるとき、治水対策における地域完結性が強調され、農地機能とトレードオフを可とするような方向で議論が進むとすれば、深刻な事態ともなりうる点に留意すべきと考えます。</p> <p>「内水」につづく文脈のなかで、「できるだけダムにたよらず」「自己完結的に洪水を処理する」と強調される背景を丁寧に説明する必要があると存じます。</p>			

29

10～

【要旨】

「(23) 水田等の保全」について、「治水上の機能を現状より向上させるためには畦畔のかさ上げ、落水口の改造工事等やそれを継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要」とされている点は慎重に議論すべきと思われます。

【意見】

水田の雨水貯留機能が治水に有効との指摘は、農業の多面的機能の一つとして以前から主張されています。この背景は、水田農業を維持することの意義が、主食糧の生産に止まらず、我が国のような風土にあって重要な機能を果たしていることを説明し、国民の理解を得ることにあります。そのため、水田畦畔形状の維持補修、降雨時の田面水位や落水口の管理など、関係者の努力が傾注されています。したがって、水田農業が衰退し、水田の形態が劣化すると機能も損なわれることは当然であり、現状の治水計画にも影響を及ぼすことになりましょう。

案に記載の「畦畔のかさ上げ」は、(畦畔の構造にもよりますが)延長が莫大なため巨費を要することになるばかりか、日々減耗する畦畔の維持管理にもコストがかかります。加えて、改造した落水口の降雨時における開度調節といった管理のほか、田面水位はイネの生育や気象条件に応じて調整する必要がありますから、高畦にした田んぼに雨水を貯留するタイミングによっては、イネ自体が壊滅することにもなりかねません。

議論を進めるに当たっては、費用対効果や稲作農業(地域の基盤産業)、現実的な維持管理といった点に十分留意すべきかと存じます。

49

6～

【要旨】

「(15) 既得水利の合理化・転用」については、広範な関係者から綿密な意見聴取をするなど、慎重に対応すべきものと思われます。

【意見】

ここでは、とくに「農業水利」の視点から意見を申し述べます。農業水利の様態は、それぞれの地域の歴史的・文化的側面を有する社会的資源であって、先人の血と汗で構築された「景観」といって過言ではありません。農業用水の供給と需要の関係は合目的に構築(とくに北海道では)され、歴史的経緯のなかで元入りから末端までの用水路系統(生産を補完する排水路系統を加えると長大な水路網)が形成されております。そのほかの水利施設も無数といつて良いほど存在して全体が有機的に機能している特質に鑑み、農業水利再編は現場や農家を含めた地域の合意形成を十分にふまえた対応が必要となりましょう。

近年の環境保全の流れに対応した農業用水需給の抑制要請があり、コメ作りの現場では水不足への対応として、節水や合理化に取り組んでいる実

56	10～	<p>態があります。一方、北海道の米作り主業農家の方々は、良食味米などの消費者ニーズに応えるコメ作りのための利水量増加や、経営規模拡大にともない用水利用の「自由度」拡大を望む声もあります。</p> <p>営々と築き上げてきた農業水利システムが極めて重要な地域資源であることは言を俟ちません。ご提案の趣旨は本システムの維持管理にもかかわる内容であることから、十分に時間を取って広範な関係者から意見を聴取するなど、慎重に取り扱うべきものと考えます。</p> <p>【要旨】 「景観、人と自然との豊かなふれあいにどのような影響があるか」に関連し、農業水利の意義もあわせて議論すべきと存じます。</p> <p>【意見】 農業用水には「地域用水」機能が内在し、本機能が十全に発揮してこそ農業水利システムは真の「地域資源」たり得ること、言い換えると地域の景観形成には農業水利が極めて重要な意味があることに十分留意して議論を進めていただきたいと思います。</p> <p>以上</p>
----	-----	--

【記入例】 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)	治水 有男 (チスイ アリオ)				
②住所	(都道府県名) 〇〇県	(市区町村以下) 〇〇市〇〇			
③電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇@〇〇		
④職業	会社員	⑤年齢	38	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	26	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
6	4	「第三者の意見」とあるが、一番に考えるべきは地元の住民ではないか？地元の住民の意向よりも、そこに住んでいない人の意見が尊重されることはおかしいことではないか？				
9	10	今後の治水対策については、流域と一体となった治水対策を講じることはその通りだと思う。その流域に住む人のことを考えた方法を考えていかなければならないと思う。				
15	9	ダム事業については治水だけでなく、利水についても考慮していかなければならないのではないかと思う。				
23	9	ダムの嵩上げについては、ダムの能力の増強につながり、既設のダムの老朽化などの補修や改修にもつながるので有効に既設ダムを使用できるのではないか？				
47	18	他使用ダム容量の買い上げに対しては、費用対効果の観点からも考えていかなければならないのではないか？計画年数と使用量についても検討が必要ではないか。				
61	15	コストよりも、その流域に住んでいる人にとって何が一番いい対策なのかを考えるべきではないか？はじめからコスト重視なのはおかしいのではないか？				

(別添；意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]			
④職業		技術士	⑤年齢	70	⑥性別	男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
13	15	<p>(3)治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全性を確保することを基本として立案することとなっているが、ダム建設は地形・地質の面から限られた地点に計画したものであって、段階的な施設計画では充足できない。従って、検証に当たっては、ダム・河川事業共に河川整備基本方針に沿ったコスト比較を行ない、かつ、地域社会とのコンセンサスを得ることが必要である。</p>					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 33 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
14	6 ~ 11	ダム建設事業は、膨大な時間・労力・コスト (税金) を必要とする。また、周辺環境への影響も多大であることは周知の事実である。建設事業の途中においても、常に適切な評価を行い、事業継続の妥当性を検証する必要がある。熊本県の大蔵ダムのように、不適切な岩盤上にダムを建設してしまうようなことは、今後は絶対に避けなければ、現在のような治水事業に対する国民の懐疑的な見方は変わらないと考えられる。	
35~		「第7章評価軸」について、各項目について定量的な評価を行うことが理想ではあるが、評価の難しい項目について、安易に建設事業にとって安全側の評価値を用いることは、将来、禍根を残す可能性も有る。客観的なデータによる評価も必要ではあるが、治水事業の意義について、テレビ等のメディアを通して、分かり易くPRして、メリット・デメリットも含めて国民の理解を得ることが必要ではないだろうか。	
61	13	コストについて、低コスト高品質であることが理想ではあるが、建設工事だけではなく、あらゆる商品において、ある一定の品質を保証する目安として、価格が一つの指標となっている事実がある。多少高コストでも、過去に例を見ないような革新的な技術は評価されるべきであり、企業意欲を削ぐような、単なる価格競争にならないよう、行政側の適切なコントロールが望まれる。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業			⑤年齢	66	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
22	22	<p>(7)堤防の嵩上げについて、水位上昇による被害の増大が論じられているものの、再来する洪水に対し、人命、個人資産、社会資産等に与える災害ポテンシャルは増加の一途をたどっている現況にある。従って、堤防の嵩上げは厳に慎むべきであるが、これらの論議が不十分と思われる。</p> <p>また、都市域においては、堤防・橋梁の嵩上げによる都市機能の低下、さらに、河川景観の劣化をもたらす施策と成り兼ねない。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) : (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		農業	⑤年齢	60	⑥性別	男
意見該当箇所		(200字を超える場合は ^{⑦御意見} 200字以内の要旨も記載)				
46 ~ 49	全	<p>意見</p> <p>8, 2利水代替案(1)多目的ダムについて</p> <p>(5)(9)(10)(15)(16)(18)の項目は、長年にわたり経費と労力をかけて実施してきたものであり、これ以上は限界にきている。代替案(6)(7)(8)(12)(13)(14)については現実的に不可能。農業政策の変化に伴い加工用米他水田面積が増傾向にあり、また温暖化の影響、今夏は稲の高温障害回避のためのかんがい用水不足となっている。したがって、現在着手している多目的ダムについては、他の代替案では解決にいたらず、事業コスト削減に最大限努力し、早期完成を目指すことが望ましい。</p>				

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		団体職員	⑤年齢 58
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
23		<p>第5章(9)決壊しない堤防、(10)決壊しづらい堤防 決壊しない堤防はコスト的に膨大なものとなり、技術的にも難しく現実的でないが、決壊しづらい堤防は積極的に推進すべきである。流下能力の向上や避難するための時間を増加させることが主目的ではなく、流下能力を超えた洪水時にも破堤リスクを低下させ、被害を最小限にすることが主目的である、と表記すべきである。</p>	
45		<p>8.1 検討の進め方 既得水利の安定取水（流水の正常な機能の維持に含まれる）の記述がない。特定利水と併せて重要な項目であり、これら機能の代替も利水と併せて検討する必要がある。</p>	
46		<p>8.2(13) 水源林の保全 水源林の保全は利水代替機能として期待できないため削除すべきである。</p>	
50		<p>8.3 利水に関する評価軸 (1) 目標 利水の代替案を比較する場合、利水安全度を同一水準として比較することが必要である。</p>	
54		<p>(5) 地域社会への影響 洪水時に与える影響（ダメージポテンシャル）について、それぞれの代替案で評価すべきである。</p>	
55		<p>(6) 環境への影響 地下水汚染についても記述すべきである。 水力発電についての記述がないので追加すべきである。自然エネルギーである水力発電はCO2削減効果が極めて高いので、この観点からダム効果を記述すべきである。</p> <p>【参考】 水力発電のCO2削減効果についての試算は、会計検査資料(2008年3月号)に論文が掲載されている。これによると、全国の水力発電量は約973億kwh/年で、この電力を火力発電に比較した場合約71.1百万t/年のCO2排出量削減に相当する。さらに、これを森林で吸収するとすれば約109,600km²/年の森林面積を必要とする。 したがって、日本の水力発電は火力発電に比べ毎年、全国土面積377,926km²の約30%に相当する森林と同等のCO2削減効果がある。</p>	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業		団体職員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
4		1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化 財政が厳しい状況にあるが、治水事業は国家百年の大計で取り組まなければならない。これまで営々として取り組んできた治水事業により、国土の治水安全度も大幅に向上し、国民の安全安心や経済の発展に大きく貢献してきた。しかし、未だ河川の整備は不十分で今後も計画的に治水整備を着実に進めることが必要である。財政事情が厳しい中でも国の責任において一定の財源を確保すべきことを明記すべきである。				
6		1.3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方 「計画洪水位以上の水位の流水に対しても壊滅的な決壊にすぐには至らない粘り強い構造の堤防に関する技術開発を進め、被害軽減に役立たせる必要がある。」の記述はこれまでの治水対策を踏み込んだ方針で大いに評価できる。しかし、これが計画上の整備水準を上回る洪水への対応のみでなく、現状の整備水準を上回る洪水への対応も含まれることを明記すべきである。				
18		3.4 情報公開、意見聴取等の進め方 「関係地方公共団体からなる検討の場」及び「学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利害者の意見を聴く」の記述に賛成である。いたずらに不特定の者を参加させることは、議論が無責任になり混乱を招くだけである。不特定の者の意見はパブリックコメントで十分である。				
18		3.5 対応方針 (案) 等の決定 ダム事業を中止して代替案に変更する場合は、代替案の完成予定年度を含む事業内容 (ダム事業と同程度の内容) を明確にすべきである。				
19		第4章 検証対象ダム事業等の点検 基本計画等の作成又は変更から長時間が経過しているダム事業については、その後の調査結果やCSG工法など最新のダム技術も取り入れて最適な事業計画とする。				
22		第5章(5) 河道の掘削 必要以上に河道掘削すると土砂の堆積を招き、河道の維持が困難になる場合がある。現状の河道計画は最大限に掘削することとなっている場合が多く、安易に河道掘削に依存し拡大することは問題が多く、慎重に検討すべきである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	42	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
7	9	被害軽減のためのシステムの整備をしても、洪水被害の発生そのものを防ぐ対策ではないので、もっとハード面の整備をすべきではないか。				
6	23	壊滅的な破壊に繋がらない粘り強い堤防に関する技術開発にはどのくらいの時間がかかるのだろうか。毎年のように発生する水害軽減にいつまでに対応する予定なのかが不明。				
45	1	利水の観点についても検討するとあるが、一言に利水といってもその目的は水道水や農業用水、工業用水などの目的があり、それぞれの目的にあった検討をしなければならぬのではないか。				
15	18	検討が終わらないうちは次の段階に入らないとしているが、「転流工工事」まで着工しているダムについては、中止・計画変更に伴う費用の増加の観点から、速やかに「本体工事」に移るべきと思う。				
61	15	国土交通大臣が判断するときは検討結果の報告を最大限に尊重してもらいたい。(大臣の個人的な考えや政治的理由での判断はやめてもらいたい)				
23	22	決壊しない堤防とあるが、決壊しなくても堤防を越流した場合には水害が発生するので、治水対策としての効果が低いのではないかと思う。				

【記入例】今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

(別添:意見書提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
② 住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③ 電話番号		メールアドレス		[REDACTED]	
④ 職業		農業	⑤ 年令	63歳	⑥ 性別 男
意見該当箇所		⑦ 御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		<p>宮城県北西部に広がる穀倉地帯の一部をなす当地域は、ササニシキ・ひとめぼれの良質米を産んだ有数の農業地帯であり、奥羽山系船形山を源とする鳴瀬川は沿川耕地等の水源として広く利用されており、一方では洪水による被害にもたびたび見舞われ、沿岸住民の生活が脅かされ家屋や農地を奪われたり、また一方では自流量が乏しいため恒常的な用水不足に悩まされている地域でもあります。</p> <p>10,000ha余りを受益とした国営鳴瀬川地区かんがい排水事業が平成3年度より実施され、二ツ石ダムをはじめとした各頭首工及び用水路の新設・改修等が行われ、平成21年度事業完了致しておりますが、鳴瀬川水系の利水については、(漆沢ダム・二ツ石ダム・筒砂子ダム・田川ダム)の4ダムを前提とした全体利水計画となっており更にはこれらの4ダム群において洪水被害等の調整が図られる計画でもあります。</p> <p>ダムに頼らない治水への政策転換が進められているようですが、未着手である筒砂子ダム・田川ダムは、上述の計画等により地域住民の生活を安定的に守り、洪水調節・流水の一定水量の維持・灌漑用水の確保等を図る上でも地域になくてはならない『不可欠なダム』として一日も早い建設を望むものであります。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
50	3	<p>効果の定量性について、効果が定量的に見込むことが可能と記述されておるが成瀬ダムの場合は、利水代替案である14件何れも事業効果が望み薄いと思われる。したがって、現在計画しているダムに勝るものがないと考えられる。ダム下流地区の国営平鹿平野農業水利事業も進んでおるので、個別ダムの検証を急ぎ、早期にダム本体工事の着工を望む。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
13	6以下	「2. 2検証に当たっての基本的な考え方」については、全般的に治水ダムを念頭に記載されているように見受けられる。多目的ダムをも考えて、利水参画者の状況・水需要計画点検なども追加記載すべきである。					
14	6	(10) の科学的合理性の内容が不明である。具体的に項目を示して解り易く明記すべきである。					
22	9	掘削土は、堤防築堤土・嵩上げ土などに流用できるので、これらのメリットも記載すべきである。					
23	22	決壊しない堤防については、「技術が確立されれば」のことであるから予想での評価は有り得ない。よってはずすべきである。					
29	2.1	森林の保全是良いが、治水利水に対して確たる手法が無いなど疑問があり更なる議論が必要ではないか。よって、この項ははずすべきである。					
59	1	先の意見募集で多くみられた「洪水防御」「国民の安全・安心」の思想が、どこかにいってしまったようなまとめである。また「流域一帯の安全評価」も見られない。これらを「総合的に評価する」で読み取ることでしょうか。関係者意見で判断するのでしょうか。総合評価として考えられる全項目を記載し、検討した項目を表明できるようにすべきと思う。					



(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		地方公務員	⑤年齢	59才	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		<p>今回の中間とりまとめで、検証に係る検討手順の中で、「利水の観点についても検討を行い、総合的な評価に反映させる」ということです。以前は「今後の治水対策のあり方」の中に利水について触れられていなかったので大変危惧しておりました。</p> <p>今回は利水関係者の意見を聴くということですので、この点については評価するものです。</p> <p>本年2月にも意見書を提出させていただきましたが、宮城県加美町には検証の対象となるダムが、国交省直轄の鳴瀬川総合開発「田川ダム」と補助ダム(宮城県事業主体)である「筒砂子ダム」の2つがあります。</p> <p>両ダムの建設を想定し、1,137億円を投じて農水省が実施してきた「国営かんがい排水事業」(大崎西部、鳴瀬川1,2期、大崎地区、関係受益2万ha)も本年度3月で完成となり、同事業に支払う関係市町村、改良区が多額の負担金も本年度全額支払い完了予定です。農水省が実施し完成した事業が、これから予定している2つのダムが完成しないと効果が発揮できない施設が数多く存在しております。</p> <p>農水省が実施し、今回完成した「国営事業」、国交省が計画している「田川ダム」宮城県が計画している「筒砂子ダム」については、これまで長期間をかけて鳴瀬川流域の治水、利水等について、関係機関が協議を行い進めて来たものであり、ひとつが欠ければ関係受益である、流域3市5町12土地改良区に与える損害は計り知れないものと思われまます。</p> <p>中止となった場合、これまで何十年間にわたり良好な関係を築いてきた両ダムの関係地権者及び関係受益者に対し、どのように納得される説明をされるのか大きな問題が起こることは歴然としております。</p> <p>これまでの経緯、両ダムの必要性を考慮し、事業継続をお願いするものです。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		[Redacted]	⑤年齢	[Redacted]	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		<p>当地区は、皆瀬ダムを水源とし、水稻を作付けしていますが、用水不足は、深刻な問題であり、今回の成瀬ダム建設計画で、今度こそ潤沢な水が地区の美田を潤すものと確信しています。関連する国、県営水路も着々と工事が進んでいます。ダム建設により河川の氾濫を防ぐことも考えられます。又豪雪地帯の当地区では、冬期間の消雪及び防火用水等の役割など多面的に水利用しており安定供給のためにも、成瀬ダム建設が一番効果的と考えます。</p>			

①氏名		
②住所		都道府県名: 市区町村:
③電話番号		メールアドレス
④職業		農業
⑤年齢		61歳
⑥性別		男
意見該当箇所		⑦御意見
頁	行	
8	8	要旨
9	23	<p>「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換がすべてではなく、ダム建設によって、安定した水源を確保して、安全で快適な生活を実現するためには、国家100年の大計の元に治水対策事業として推進すべきである</p> <p>意見</p> <p>①ダムによって生み出される効用は、地域に住む人々の生命、生活と自然環境を洪水による被害から守り、灌漑用水、都市用水等を供給するものであり、しかも豊かで美しい地域の創造と流域の飛躍的な発展を促すダム建設は流域社会の発展の礎である。</p> <p>②当土地改良区管内に係るダム建設計画は、田川ダム、筒砂子ダムの2ダムであるが、大雨の際には下流においてはしばしば氾濫し地域住民の生活が脅かされたり、また本年はラニーニャ現象による異常気象によって、連続早天25日間降雨がない深刻な用水不足となっている。今まで用水不足地帯と言われた田川水系掛かりの1000haは、農水省所管の農業用ダムである「二ツ石ダム」が完成して、本年度より供用を開始したことにより、流域は8月いっぱい番水をすることなく多大なる恩恵を受けている。一方筒砂子ダム建設予定の鳴瀬川水系掛りの1700haは農業用水不足となり、漆沢ダムからの放流によって辛うじて潤されている現状です。漆沢ダムは飲料用のダムでもあるため、渇水対策として放流されている農業用水量は今後減量されることとなります。用水不足の解消にはダムが必要であることを痛切に感じた年はありませんでした。よって、農業用水の安定供給のためにはダム建設は絶対に必要である。</p> <p>③国民の安全安心の確保、洪水被害を未然に防止する、用水の安定供給等国土の保全と経済の安定を図るためには、国の責任において万全の措置をとるべきであり、ダム建設は必要不可欠なものである。</p> <p>④ダムが完成して、初めて防災力の意識高揚が図られるものであり、地域の安全安心のための治水事業の推進は地域住民の切実な声であり、ダムにたよらない治水政策は逆行するものである。</p> <p>⑤全国的な渇水によって野菜の高騰は否めず、農業用水の安定供給や洪水対策によって、国民の食料生産の安定化等を図るためには不足する農業用水の確保としてのダム建設は必要である。</p>

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
37	07	<p>【要旨】 第7章 評価軸 (1) 安全度 (被害軽減効果) の評価 について、各評価項目の評価基準を明確にする必要があると考えられる。</p> <p>【意見】 「安全度 (被害軽減効果) に関しては、流量低減、水位低下、資産被害抑止、人身被害抑止等の観点で適宜評価する。」と記載されているが、評価の手順、手法が読み取れない。各評価項目 (流量低減、水位低下・・・) 毎に「評価の考え方」の切り口に従って評価するのだろうか。各評価項目の評価基準 (効果の優劣や被害軽減の優先順序)、重み付け (例：人身被害ゼロ件を最優先、農地休閑地浸水〇〇%) 等を明確にするべきではないか。案件ごとに恣意的な評価基準、評価値が設定される危険性が懸念される。</p>				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
35	25	【要旨】第7章 評価軸 (1) 安全度 目標を上回る洪水等が発生した場合の被害の評価についても、極力定量的に精度よく評価する必要があると考えられる。				
36	07	【意見】「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか。・・・このような各方策の特性を考慮して、治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」とあるが、被災ダメージの評価への反映のさせ方が不明確である。各案件毎に目標を上回る洪水の発生確率、被災規模、被災額、復旧コスト等についてもある程度精度よく定量的に評価し、安全度やコストの評価に反映させる必要があると考えられる。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]						
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]		
④職業		会社員		⑤年齢		51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
37	24	【要旨】第7章 評価軸 (2) コスト 関係各都道府県からこれまでに徴収した利水者負担金の返還等についてもコストの評価に反映させる必要があると考えられる。						
35	25	【意見】「なお、コストに関しては、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する。」とあるが、事業推進中のダム建設を中止して他の治水対策が採用となった場合、関係都道府県からこれまで徴収した利水者負担金の返還等についても明確にし(訴訟の状況等も勘案する必要があるが)、今後必要な費用の対象とするべきであると考えられる。						

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
60	01	<p>【要旨】第9章 総合的な評価の考え方 「総合的な評価の手順・手法」を明確化する必要があると考えられる。</p> <p>【意見】総合的な評価 の手順・手法が甚だ不明瞭である。納税者である我々国民への説明責任が全く果たされていない。</p>				
60	04	<p>(意見1) 「①一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを前提として・・・」とあるが、各対策によって上流・中流・下流において確保される安全度は変わるが、その優先度や確保される安全度と計画目標との関係等を明確にする必要があると考えられる。</p>				
60	08	<p>(意見2) 「時間的な観点から見た実現性を確認する・・・」とあるが、現時点からの各対策機能発揮までの時間的損失、例えばその間に発生すると予想される洪水被災額、利水受益等についても定量的に評価し、総合的な評価に反映させる必要があると考えられる。</p>				
60	13	<p>(意見3) 個別のダムの検証について、「治水対策の観点からの検討」を実施し、同時平行で「利水の観点からの検討」を実施し、両方を加味して総合的に評価を行うフローとなっているが、各々の評価軸における評価結果についてどのような優劣をつけて総合的な評価に反映させるのか、ダムの規模、目的、重要度毎にある程度の評価方針を明確化しておく必要があると考えられる。</p>				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
61	22	<p>【要旨】第10章 検討結果の報告等 10.2 国土交通大臣の判断 国土交通大臣は個別のダムの検証に当たっての対応方針の決定根拠等を明確にする必要があると考えられる。</p> <p>【意見】「・・・国土交通大臣は、・・・当有識者の意見を聴き、当該ダムについて・・・判断する。ここで、判断とは、・・・対応方針(案)に検討を加え、対応方針を決定すること・・・。」とあるが、対応方針(案)にどのような検討を加えたのか、どのような根拠で方針を決定したのか、広く国民の前に明らかにする必要があると考えられる。</p> <p>【意見】「・・・10.1に示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合・・・再検討を行うことを指示し・・・。」とあるが、乖離した検討が行われたと判断した根拠を広く国民の前に明らかにする必要があると考えられる。</p>				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]						
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)				
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]		
④職業		自営業		⑤年齢		66歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
1		<p>【意見】</p> <p>中間とりまとめは、個別ダム検証だけに重きがおかれて、国全体を網羅した治水への言及が少な過ぎると思います。ダムの必要性の有無を検証するには、まずは国全体の治水に必要な費用及び使える費用を把握することが必要です。全体の費用を放っておいて、個別ダムの費用だけでの検証では片手落ちです。個別ダムの検証と並行して、国全体の治水事業費の検証が必要です。国全体を見渡してバランス良く事業費を使うことが肝要です。</p>						
5		<p>【要旨】</p> <p>治水安全度の検討が必要</p> <p>【意見】</p> <p>治水目標については、既定の河川整備基本方針及び河川整備計画をベースにしていますが、治水安全度についての検討が不十分だと思います。従来の高い治水目標では、費用は膨大となり、完成までに長い年月が必要です。かつて、岩波書店発行の月刊誌「世界」の2004年10月号から2005年12月号で、基本高水を中心にした治水のあり方の論戦がありました。論戦にある通り、治水のあり方を考えるうえで、治水安全度は最大のテーマです。完璧を求めれば、安全度は高くなり、費用は膨大となります。財政の逼迫した今日では、安全度を下げる選択もやむを得ません。そのためには治水安全度の中身を検討し、安全度の選択肢を明確にし、許容できる治水安全度の下限を示すべきです。どの安全度を選択するかは、国民及び政治家の判断です。</p>						
13		<p>【要旨】</p> <p>二通りの安全度の個別ダム検証を提案</p> <p>【意見】</p> <p>第3号では、“治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。”としています。従来の整備計画の安全度の確保を基本とすると、治水事業費の総合計は過大になることは目に見えています。安全度を下げれば、事業費が下がると共に、対策案の内容も変わってくるのが考えられます。従来の高い安全度の確保を基本とした立案と、並んで、低い安全度の確保を基本とした立案の、二通りの検証を行うことを提案します。作業量は増えますが、やる価値はあると確信しています。検証の結果、高い安全度で計画が続けられるなら、それで良いでしょう。低い安全度との違いも分かり、国民及び政治家の判断基準が明確になると思います。低い安全度は、上段の意見で提案した検討過程で示される、許容できる治水安全度の下限を用います。</p>						

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス		[Redacted]	
④職業		会社員		⑤年齢		44	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		[第1章 今後の治水対策の方向性]について					
P8	14-	<p>[要旨]</p> <p>流域と一体となった治水対策のあり方では、「氾濫ありき」の治水対策が挙げられています。これは「ダムを造らないかわりに氾濫も容認した治水対策の整備」という治水安全度よりも災害軽減に軸足を置いた治水理念の大転換であると思います。国民の生命や財産に直結する重要な施策の変更なので、有識者会議だけではなく、政策として改めて民意にも問いて決定すべきであると考えます。</p>					
P8	9-13	<p>[意見]</p> <p>治水対策はこれまで、河川を中心とした治水対策（安全な洪水量の流下）の上で、流域内の治水対策（地域毎の洪水対策）が成り立ってきたものと思います。</p> <p>しかしP8で「今後の治水対策の一つのイメージは、流域全体で治水対策を分担し、河川への流出を極力遅らせることによって、洪水のピーク流量を軽減し、治水安全度の確保を図る・・・それぞれの地域で可能な限り自己完結的に洪水を処理することに重点を置く」としています。</p> <p>ダム以外による流域面積の大きい上流山間域の河川流出抑制を考える場合、P21で(2)ダムの有効利用しか対策案が示されていなく、結果として上流域の自己完結的洪水処理が不足する分を中下流域が負担するという可能性が大いにあります。</p>					
P8	17-	<p>また河川を中心とした治水施設による治水安全度の確保から、霞堤や輪中堤等の「地域に根付いた伝統的な防災工法」やピロティ建築や二線堤、保険等の「災害軽減対策」（計画上の整備水準を上回る洪水への対応とはしていますが）など氾濫時における流域の災害軽減対策が重要であると説いています。</p> <p>これは「ダムを造らないかわりに氾濫も容認した治水対策の整備」という河川施設による治水安全度確保よりも氾濫時災害軽減に軸足を置いた治水理念の大転換であります。本当にこのような治水施策を推進していくのであれば、国民の生命や財産に直結する重要な事項ですから国民のコンセンサスを得る必要があると思います。こうした方針転換は有識者会議だけでなく、改めて民意にも問いて決定すべきであると考えます。</p>					
		第1章での意見 以上					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]						
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)				
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス		[Redacted]		
④職業		会社員			⑤年齢	44	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見						
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
		[第5章 複数の治水対策案の立案]について						
P9	14-22	P9で「森林や農地は大洪水の時は顕著な効果は期待できない」、P10で「森林と農地に関する現況の機能を適正に評価している場合は、・・・治水と利水の安全度を高めることにはならない」と述べていますが、治水におけるダム代替案としてP29で(23)水田等の保全、(24)森林の保全が挙げられているのは、P14の(10)で述べられている検証の基本的な考え方「科学的合理性」と矛盾していると考えます。						
P10	1-4							
P29								
P14	6							
P23		耐越水堤防については、H20に国交省近畿地整淀川水系流域委員会が土木学会に検討を依頼し、技術的に困難との結論が出されています。しかし治水におけるダム代替案としてP23で(9)決壊しない堤防が挙げられているのは、P14の(10)で述べられている検証の基本的な考え方「科学的合理性」と矛盾していると考えます。						
P14	6							
P20		P20で「ダム以外の方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保する・・・」としていますが、河川の治水安全度を対象とするダムに対して、堤防内の雨水を対象とするP24-25の(12)排水機場、(13)雨水貯留施設、(14)雨水浸透施設、(15)遊水機能を有する土地の保全は、治水におけるダム代替案と同列で評価できないと考えます。						
P24-25								
P26-28		P26-28で挙げられている(16)部分的に低い堤防の存置、(17)霞堤の存置、(18)輪中堤、(19)二線堤、(20)樹林帯等、(21)宅地のかさ上げ、ピロティ建築、(22)土地利用規制、(23)水田等の保全は、堤防の決壊あるいは越水による氾濫が前提となった対策案であり、P14の(10)で述べられている検証の基本的な考え方「地域間の利害の衡平性」に著しく反するし、治水の定量的評価もできず、治水におけるダムの代替案と同列で評価できないと考えます。						
P14	6							
P30		P30で挙げられている(25)洪水の予測、情報の提供、(26)水害保険等は、治水の定義である「人々の生命と財産を守る」とする点で危機管理面での対策であり、治水におけるダムの代替案と位置付けできないと考えます。						
		第5章での意見 以上						

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 44
			⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
		[第8章 利水の観点からの検討]について	
P9	23-	P9で「水資源貯留機能は、・・・渇水時には、河川流量がかえって減少する場合がある」や、P10で「森林と農地に関する現況の機能を適正に評価している場合は、・・・治水と利水の安全度を高めることにはならない」と述べていますが、利水代替案としてP48で(13)水源林の保全が挙げられているのは、P14の(10)で述べられている検証の基本的な考え方「科学的合理性」と矛盾していると考えます。	
P10	1-4		
P14	6		
P49	14-	P49で(16)渇水調整の強化、(17)節水対策を代替案として挙げていますが、渇水となった時の危機管理的対策であり、多目的ダムの代替案と位置付けできないと考えます。	
		第8章での意見 以上	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢		59	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
13	15	個別ダムの検証では、「国家100年の治水」を展望した検討が必要である。原文では「(3)～河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保～」とあるが、河川整備計画は、今後30年程度を事業期間とし、結果的に安全度の目標を設定している。原文 p5 では、「段階的に河川整備を積み重ねることによって各河川の治水安全度が次第に向上され～」と示されており、長期的な展望の下に代替案を検討すべきである。					
36	22	地元了解等の合意は、過去の事例から期間設定し、段階的な効果発現時期を設定する。原文では「～どのような効果を発言するかについて明らかにする。」とあり、p38の実現性と合わせて必要な調整等の期間を設定する必要がある。					
45	7	開発量は、安全度とセットで定まる。原文で「開発量として何 m^3/s が必要か」とあるが、利水者は、漏水時に給水制限を如何に回避するか長期構想の下に多目的ダムへの参加量を定めている。検討に当たっては、漏水時における水利用の安全度を前提とした検討が必要である。					
51	5,6 間	漏水時に如何に確保されるかが重要である。水道等の水源は、通常時に加え漏水時では異なった水源からの取水によって、給水制限を回避している。代替案の検討にあたっては、通常時水源と漏水時水源に分けて検討する必要がある。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	年金生活者	⑤年齢	65歳
		⑥性別	男
意見談当箇所	⑦御意見		
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	

9	19	<p>問題記述</p> <p>洪水緩和機能は、森林が洪水流出ハイドログラフのピーク流量を減少させる等の機能である。この森林の洪水緩和機能は、中小規模の洪水において発揮されるが、治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。</p> <p>意見〔要旨〕 治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない、とはいえない。</p> <p>「治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。」は学術会議の答申となっているが、実際は異なる。端的には、はげ山と比べた場合、良好な森林は効果が大きい。降雨継続時間と流出継続時間を比べると、良好な森林の場合は流出継続時間がはるかに長い。流出時間が長いことは流量の平均化をもたらし、ピークが平準化される。このことが洪水時の効果に他ならない。</p>
12	9 ~ 17	<p>問題記述</p> <p>一方で・・・見受けられる。</p> <p>意見〔要旨〕 ダムがもたらす弊害の事例が少なすぎる。</p> <p>① 流れを断つことによる、下流域および海の水産資源への弊害、②下流域への土砂補給が断たれることによる河床低下・河床岩盤の露出、と海岸線の後退、③森林等の破壊による生物多様性の破壊 ④超過洪水に対応できないことによる水害被害の重篤化などたくさんある。</p>
13	9	<p>問題記述</p> <p>(1)検証の対象となるダム事業について、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に検討する。</p> <p>意見〔要旨〕 各事業の必要性の検証を最優先せよ</p> <p>最も必要なことは当該ダム等事業計画の必要性の検証である。必要性がまったくない事業が数多い。まずは必要性の検証を最優先し、それでもなんらかの治水対策が必要となった場合は、複数の治水対策立案へと進むのが良い。</p> <p>必要性の検証は、住民から提起されている問題を真摯に受け止め、問題提起者と共に進めなければ、真の回答を見出すことは不可能である。</p>
14	2	<p>問題記述</p> <p>(9)総合的な評価に当たって、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。</p> <p>意見〔要旨〕 環境等に与える負の影響回避に要するコストもコストに参入すること</p> <p>一般論で言えば「コスト最優先」に異論はないが、問題は「コスト」の範囲である。ダムによる様々な弊害を取り除くことに要する費用も「コスト」に含める必要がある。ダム計画策定時には既に様々な代替案が検討され、その結果として当該ダム事業が選択された経緯がある。ダムによる弊害をコストに参入しないと、既になされているコスト計算結果がまかり通ることになる。</p>

14	6	<p>問題記述</p> <p>(10)科学的・・・関係利害者の意見を聞く。</p> <p>意見 [要旨] 問題提起をしている住民への説明責任を果たし、合意形成を到達目標にすえること。</p> <p>これまでに多くの住民が自分たちに関係あるダム事業計画ごとに、その根幹に関わる問題を提起してきたが、ほとんどの場合、事業者はそれらを見做して事業を推進してきた。これがダム計画問題の根底にある。住民への説明責任を果たし、合意形成に到達することをこのシステムの目標にすえたい。</p> <p>そのためには問題を提起している住民と事業者との徹底した双方向討論が保障されなければならない。</p>
15	8	<p>問題記述</p> <ul style="list-style-type: none">・既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの・既存施設の機能増強を目的としたもの・ダム本体工事の契約を行っているもの <p>のいずれかに該当するものを除くすべてのダム事業（平成22年4月現在で84事業（85施設））が検証の対象となる。</p> <p>意見 [要旨] 全事業を検証対象にすること</p> <p>「既存施設の機能増強を目的としたもの」「ダム本体工事の契約を行っているもの」については必要性そのものについて大きな問題が提起されている事業が含まれている。更に極めて意図的に本体工事契約をH21年度内に滑り込ませた事業がある。完成間近な事業を除けばほとんどは今のうちならば元に復元することが可能であるから、検証対象からははずす理由はない。今からでも検証対象事業に含めるべきである。</p>
15	17	<p>問題記述</p> <p>なお、検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。</p> <p>意見 [要旨] 見直し完了まで工事凍結を原則に</p> <p>これでは全く不十分。工事用道路・代替道路等の付帯工事、転流工等はすべて、当該事業が中止になれば不要なものである。これらの事業続行は無駄遣いであるばかりか自然環境を破壊するだけである。凍結中の安全確保のために必要な工事以外はすべて凍結するべきである。</p>
16	下から3行目	<p>問題記述</p> <p>個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。</p> <p>意見 [要旨] 第三者機関で行うべき</p> <p>各地方整備局等、水機構、都道府県はこれまでダム事業を企画・推進してきた。これまでの経過・関わりによってまったく囚われることなく見直しを行うことは出来ないため、見直しは第三者機関に委ねるべきである。検討する場として淀川水系流域委員会方式の採用を求め</p>

17	2	<p>る。</p> <p>問題記述 補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する。</p> <p>意見 【要旨】 補助ダム事業として採択してきた国土交通省としての見直しが不可欠 都道府県による見直しとは別に、これまでの補助ダムは前政権が積極的に進めてきたもの であるから、補助ダムとして採択した時点にさかのぼって、政府としての見直しが必要で ある。なお、見直し検討は第三者機関に委ねるのが良い。</p>
18	5 ~ 13	<p>問題記述 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の 認識を深め検討を進める。・・・意見を聞く</p> <p>意見 【要旨】 淀川水系流域委員会を手本とした流域委員会を設置して検討を進める ダム推進役を果たした地方公共団体からなる検討の場では、ダム推進・事業継続しか選択 肢がなく、あとの議論はすべてダム推進・継続のための理屈付けにしかならない。ダムに 依存しない河川行政を目指すのであるから、広く流域住民との間でその水系のあり方につ いて合意形成を図ることを目標においた第三者機関を設置して、検討を進める。第三者機 関はその委員構成、選任方法、運営方法等について、淀川水系流域委員会を手本とする。</p>
19	全頁	<p>問題記述 第4章 検証対象事業等の点検 すべて</p> <p>意見 【要旨】 ダムの必要性に対する問題提起者と公開の場で徹底的な双方向の検討・ 調査を。</p> <p>計画に用いられたデータ等の再検討はもちろん不可欠であるが、具体的な再検討事項につ いては既に住民から提示されている「必要性に関する問題」の提起を受けることから始め ないと問題点に気付かない・把握できないことが懸念される。問題提起者と公開の場で徹 底的な双方向の検討・調査を保障しなければならない。</p>
20 ~ 32	全域	<p>問題記述 第5章 複数の治水対策案の立案</p> <p>意見 【要旨】 欠点が記されていない治水案がある。 ダム、ダムの有効活用、放水路、引堤、]高規格堤防等に関しては欠点・問題点が一切記さ れていない。その一方、破堤しにくい堤防、河床掘削、森林保全などには問題点を記して いる。公平を著しく欠如した極めて意図的な記述である。全面的な書き換えを求める。</p> <p>意見 【要旨】 主たる立案者は流域住民であること 川のあり方については流域住民が決めることである。流域住民が主たる立案者として位置 づけられなければ、その水系の生物多様性・水産資源・伝統と文化を守ることは出来ない。</p> <p>最終判断を国土交通大臣としているものの、検証主体は地方整備局等、事業主体において いる。住民等から「見直し」を要請されている事業については、提起されている問題につ いての徹底検証が必要である。</p>

35	19～ 22	<p>問題記述</p> <p>「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」</p> <p>河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」</p> <p>意見 【要旨】 近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要である。</p> <p>ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要がある。（実測最大洪水時に洪水基準点上流で氾濫があった場合は、実測流量が河川整備計画の河道負担分よりも小さい場合は、河川整備計画の河道負担分流量を治水対象にする）</p>
----	-----------	--

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		会社員	⑤年齢 51 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
21	20	<p>【第5章 複数の治水対策案の立案 (2)ダムの有効活用】</p> <p>【意見】</p> <p>治水の視点でダム操作ルールの見直しがあけられていますが、利水の視点と利害相反となる点を十分考慮すべきと思われます。</p> <p>例えば低酸素社会の構築のために、水力発電は貴重な1次エネルギーであることはいうまでもありません。そのメリットをできるだけ損なわず、治水性能を向上させる手法を検討すべきだと思います。</p>	
31	9	<p>【第5章 複数の治水対策案の立案 ◎従来の代替案検討】</p> <p>【意見】</p> <p>ダム等による河川水の貯水機能の代替として、河川もしくはダム貯水池の傍らに大規模な地下貯水空洞を設置し、河川水の一時的な調整を行なう方法も考えられます。</p> <p>地下貯水空洞については新設による方法(地下空洞ダム)や、廃止鉱山空洞等の既存空洞を利用する方法も考えられます。</p> <p>この手法によると利水容量に影響を及ぼすことなく治水効果を得ることができるというメリットがあるかと思えます。</p>	
46	3	<p>【第8章 利水の観点からの検討 8.2 利水代替案】</p> <p>【意見】</p> <p>代替案として3案を付加したらいかがでしょうか。</p> <p>(1) 地下ダム案</p> <p>利水代替案として「地下ダム」の適用が考えられると思います。連続地中壁を利用して、降水等により涵養される地下水を地盤中に溜め込む方法で、沖縄県地方において農業用水の確保に活用されているかと存じます。</p> <p>地上改変が殆んどありませんので、環境への影響も少ないものと思われます。</p> <p>(2) 地下空洞ダム案</p> <p>実用化はされておきませんが、利水代替案として「地下空洞ダム」構想の適用が考えられると思います。河川を横断する堰堤を用いて貯水し利水容量を確保するのではなく、河川近傍に必要な容量の地下空洞を掘削し利水容量を確保しようとするものです。</p> <p>この方法によれば、治水容量の外枠に利水容量を確保することが可能になりますので、治水との利害相反が発生しにくいものと思われます。</p> <p>また地下を利用することにより、景観等への環境影響についてはダム方式よりも少ないものと考えられます。</p> <p>(3) 既設空洞の有効利用案</p> <p>前項に関連しますが、廃止鉱山等の既存空洞まで河川水を導水し、貯留して利用する手法の適用も考えられます。なお廃止鉱山の空洞を利用する場合には、貯水した水の水質への影響が懸念されますので、その点についての環境影響評価を行なうことが前提となろうかと思えます。</p>	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
13	6	<p>「2. 2 検証に当たっての基本的な考え方」について</p> <p>利根川の治水・利水の安全性向上は重要性及び緊急性が非常に高く、下流域の自治体は流域住民の生命・財産を守る上からハッ場ダムの早期完成を強く望んでいる。</p> <p>ところが、昨年の政権交代により、前原大臣は中止方針表明後、早急に治水・利水の代替案を関係者に示すと明言したにもかかわらず、未だ示されていない。そもそも、中止方針を決めた根拠も示されていない。</p> <p>ハッ場ダムの検証に当たっては、結果を出す目標時期を明確にし、早急に行うこと。</p>	
18	1	<p>「3. 4 情報公開意見聴取等の進め方」について</p> <p>ダム事業は関係地方公共団体の利水、治水の安全を確保するために重要な役割を担い、このため、関係地方公共団体と共同して事業を進めてきた。</p> <p>よって、検証にあたっては関係地方公共団体の意見を尊重し、結果についても、関係地方公共団体の合意を得たうえで決めること。</p>	
20	8	<p>「河川整備計画における目標と同程度の安全度」について</p> <p>昭和22年のカスリーン台風では利根川の堤防が決壊し、埼玉県や東京都を中心に壊滅的な浸水被害を受けた。この被害を踏まえ、利根川の治水計画は、これと同規模の洪水に対し、首都圏を含む流域全体の安全性の確保を目標としている。従って、ハッ場ダムの検証においてもこの安全性を堅持すること。</p>	